

別紙 1

「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」(公正慣習規則第9号) の一部改正について

平成 16 年 11 月 26 日

(下線部分変更)

新	旧
(信用取引及び発行日決済取引に関する説明書の交付等) 第6条 <u>協会員</u>は、信用取引又は時価発行公募増資に係る発行日決済取引を初めて行う顧客(「証券会社に関する内閣府令」第28条第1項各号、又は「金融機関の証券業務に関する内閣府令」第15条第1項各号に掲げる者を除く。以下第6条の2、<u>第6条の3及び第6条の5</u>において同じ。)に対し信用取引制度又は発行日決済取引制度の概要を記載した説明書を交付し、その内容について十分説明するものとする。 2 <u>協会員</u>は、顧客から信用取引の注文を受ける際は、その都度、制度信用取引、一般信用取引の別等について、当該顧客の意向を確認するものとする。 (新興市場銘柄についての説明) 第6条の2 <u>協会員</u>は、次の各号に掲げる銘柄の取引(当該銘柄の上場に係る募集又は売出しに係る取引を含む。)を初めて行う顧客に対し、当該市場の概要及び当該市場の性格について十分説明するものとする。 1 <u>名古屋証券取引所セントレックス上場銘柄</u> 2～5 (現行どおり) (信用取引に関する説明書等の交付及び確認書の徴求の特例) 第6条の4 <u>会員が特別会員に証券仲介業務の委託を行っている場合において、会員又は特別会員のいずれか一方の協会員が前3条の規定により信用取引等に関する説明書の交付、そ</u>	(信用取引及び発行日決済取引に関する説明書の交付等) 第6条 <u>会員</u>は、信用取引又は時価発行公募増資に係る発行日決済取引を初めて行う顧客(「証券会社に関する内閣府令」第28条第1項各号、又は「金融機関の証券業務に関する内閣府令」第15条第1項各号に掲げる者を除く。以下第6条の2 <u>から第6条の4</u>において同じ。)に対し信用取引制度又は発行日決済取引制度の概要を記載した説明書を交付し、その内容について十分説明するものとする。 2 <u>会員</u>は、顧客から信用取引の注文を受ける際は、その都度、制度信用取引、一般信用取引の別等について、当該顧客の意向を確認するものとする。 (新興市場銘柄等についての説明) 第6条の2 <u>会員</u>は、次の各号に掲げる銘柄の取引(当該銘柄の上場に係る募集又は売出しに係る取引を含む。)を初めて行う顧客に対し、当該市場の概要及び当該市場の性格について十分説明するものとする。 1 <u>名古屋証券取引所成長企業市場部上場銘柄</u> 2～5 (省 略) (新 設)

新	旧
<u>の内容等の十分な説明又は新株予約権証券取引等に関する確認書の徴求をしたときは、当該他の協会員は、これら各条の規定にかかわらず、これら説明書の交付等を要しないものとする。</u> (預金等との誤認防止) <u>第6条の5 特別会員は、証取法第65条の2第1項の登録及び同条第3項の認可に係る業務(以下「登録等証券業務」という。)に関し同法第65条第2項第1号から第4号までに掲げる有価証券(国債証券等及び国債証券等のみの有価証券指数を除く。)を取り扱う場合には、業務の方法に応じ、顧客の知識、経験及び財産の状況を踏まえ、顧客に対し、書面の交付その他の適切な方法により、これら有価証券と預金等との誤認を防止するための説明を行わなければならない。</u> <u>2 特別会員は、前項に規定する説明を行う場合には、次の各号に掲げる事項を説明するものとする。</u> <u>1 預金等ではないこと(保険会社にあつては保険契約でないこと)</u> <u>2 預金保険法第53条に規定する保険金の支払いの対象とはならないこと(保険会社にあつては保険業法第270条の3第2項第1号に規定する補償対象契約に該当しないこと)</u> <u>3 証取法第79条の21に規定する投資者保護基金による同法第79条の56の規定に基づく一般顧客に対する支払の対象でないこと(特別会員が有価証券の預託を受ける場合に限る。)</u> <u>4 元本の返済が保証されていないこと</u> <u>5 契約の主体</u> <u>6 その他預金等との誤認防止に関し参考となると認められる事項</u> <u>3 特別会員は、その営業所又は事務所において、第1項に掲げる有価証券を取り扱う場合に</u>	(預金等との誤認防止) <u>第6条の4 特別会員は、投資信託及び外国投資信託の受益証券、投資証券、投資法人債券若しくは外国投資証券の募集又は証券取引法施行令第17条の2に規定する有価証券の募集若しくは売付けの勧誘に当たっては、これらの有価証券と預金等との誤認防止を図るため、顧客に対し、書面の交付その他の適切な方法により、細則で定める事項について十分説明しなければならない。</u> (新 設) <u>現行細則第2条の内容を規定</u> (新 設)

新	旧
は、特定の窓口において、取り扱うとともに、<u>前項第1号から第3号までに掲げる事項を顧客の目につきやすいように当該窓口に掲示しなければならない。</u> (過当勧誘の防止等) 第8条 (現行どおり) 2 <u>協会員</u>は、本協会若しくは証券取引所又は証券金融会社により次の各号に掲げる措置が採られている銘柄については、信用取引の勧誘を自粛するものとする。 1・2 (現行どおり) 3 <u>協会員</u>は、前項各号に掲げる銘柄及び本協会若しくは証券取引所又は証券金融会社により次の各号に掲げる措置が採られている銘柄については、顧客から信用取引を受託する場合において、当該顧客に対し、これらの措置が行われている旨及びその内容を説明するものとする。 1～3 (現行どおり) 4 <u>協会員</u>は、証券取引所が株券オプション取引の制限又は禁止措置を行っている銘柄については、株券オプション取引の勧誘を自粛するものとする。 5 <u>協会員</u>は、前項に掲げる銘柄及び証券取引所により次の各号に掲げる措置が採られている銘柄については、顧客から株券オプション取引を受託する場合において、当該顧客に対し、これらの措置が行われている旨及びその内容を説明するものとする。 1・2 (現行どおり) (店頭有価証券の投資勧誘の禁止) 第8条の2 <u>協会員</u>は、店頭有価証券については、「店頭有価証券の売買その他の取引に関する規則」(公正慣習規則第2号)に規定する場合を除き、顧客に対し投資勧誘を行って	(過当勧誘の防止等) 第8条 (省 略) 2 <u>会員</u>は、本協会若しくは証券取引所又は証券金融会社により次の各号に掲げる措置が採られている銘柄については、信用取引の勧誘を自粛するものとする。 1・2 (省 略) 3 <u>会員</u>は、前項各号に掲げる銘柄及び本協会若しくは証券取引所又は証券金融会社により次の各号に掲げる措置が採られている銘柄については、顧客から信用取引を受託する場合において、当該顧客に対し、これらの措置が行われている旨及びその内容を説明するものとする。 1～3 (省 略) 4 <u>会員</u>は、証券取引所が株券オプション取引の制限又は禁止措置を行っている銘柄については、株券オプション取引の勧誘を自粛するものとする。 5 <u>会員</u>は、前項に掲げる銘柄及び証券取引所により次の各号に掲げる措置が採られている銘柄については、顧客から株券オプション取引を受託する場合において、当該顧客に対し、これらの措置が行われている旨及びその内容を説明するものとする。 1・2 (省 略) (店頭有価証券の投資勧誘の禁止) 第8条の2 <u>会員</u>は、店頭有価証券については、「店頭有価証券の売買その他の取引に関する規則」(公正慣習規則第2号)に規定する場合を除き、顧客に対し投資勧誘を行って

新	旧
はならない。 (内部者取引の未然防止) 第13条 <u>協会員</u>は、証取法第163条第1項に規定する上場会社等の役員、主要株主等がその職務又は地位により知り得た情報を不当に利用して、当該会社の特定有価証券等(証取法第163条第1項に規定する特定有価証券等をいう。)の売買取引を行うこと等の内部者取引の未然防止に努めるものとする。 2 <u>協会員</u>は、店頭取扱有価証券の発行会社の役員、主要株主等がその職務又は地位により知り得た情報を不当に利用して、当該会社の株式等の売買取引を行うこと等の内部者取引の未然防止に努めるものとする。 (特別会員の顧客に対する融資等の便宜の提供の禁止) 第18条 特別会員は、<u>顧客に対して、融資、保証等の特別の便宜の提供を約し、登録等証券業務に係る取引又は当該取引の勧誘は行わないものとする。</u> (特別会員の自動的な信用供与の禁止等) 第19条 特別会員は、<u>先物取次業務に係る取引について、顧客に対して、損失の穴埋め、委託証拠金の新規又は追加の差入れのための信用の供与を自動的に行わないこととし、次に掲げる措置を講じるものとする。また、明らかに委託証拠金の新規又は追加の差入れのための信用の供与は行わないものとする。</u> 1 新規に国債証券等に係る有価証券先物取引等の専用口座(以下「債券先物取引用口座」という。)を設定し、当該口座について当座貸越を禁止する。	はならない。 (内部者取引の未然防止) 第13条 <u>会員</u>は、証取法第163条第1項に規定する上場会社等の役員、主要株主等がその職務又は地位により知り得た情報を不当に利用して、当該会社の特定有価証券等(証取法第163条第1項に規定する特定有価証券等をいう。)の売買取引を行うこと等の内部者取引の未然防止に努めるものとする。 2 <u>会員</u>は、店頭取扱有価証券の発行会社の役員、主要株主等がその職務又は地位により知り得た情報を不当に利用して、当該会社の株式等の売買取引を行うこと等の内部者取引の未然防止に努めるものとする。 (特別会員の顧客に対する融資等の便宜の提供) 第18条 特別会員は、<u>証取法第65条の2第1項の登録及び同条第3項の認可に係る業務(以下「登録等証券業務」という。)に係る取引の勧誘に当たって、顧客に対して、融資、保証等の特別の便宜を提供することを約さないものとする。</u> (特別会員の自動的な信用供与の禁止等) 第19条 特別会員は、<u>顧客に対して、登録等証券業務に係る取引について、損金の穴埋め、委託証拠金の新規又は追加の差入れのための信用の供与を自動的に行わないこととし、次に掲げる処置をとるものとする。また、明らかに委託証拠金の新規又は追加の差入れのための信用の供与は行わないものとする。</u> 1 <u>顧客との取引に当たっては、新規に国債証券等に係る有価証券先物取引等の専用口座(以下「債券先物取引用口座」という。)を設定し、当該口座について当座貸越を禁</u>

新	旧
2 (現行どおり) 2 (現行どおり) 3 <u>特別会員は、証券仲介業務に係る取引について、顧客に対して、当該顧客が会員に開設した取引口座に残高不足が生じた場合に、信用の供与を自動的に行い、又はこれを行うことを約した証券仲介行為は行わないものとする。</u> <u>(非公開融資等情報の管理の徹底等)</u> 第 19 条の 2 <u>特別会員は、証券仲介業務を行うに当たっては、有価証券の発行者である顧客の非公開融資等情報 (「金融機関の証券業務に関する内閣府令」第 27 条第 4 号に規定する「有価証券の発行者である顧客の非公開融資等情報」をいう。) の管理及び当該情報に係る不公正取引の未然防止に関する社内規則を定めるとともに、これを役職員に周知し、その遵守徹底を図るものとする。</u> <u>(内部者取引管理体制の整備)</u> 第 21 条 <u>協会員は、内部者取引の未然防止を図るため、役員及び従業員がその業務に関して取得した発行会社に係る未公表の情報の管理、顧客管理及び売買管理等に関する社内規則を制定する等、内部者取引に関する管理体制の整備に努めるものとする。</u> <u>(信託勘定取引の適正な管理)</u> 第 22 条 <u>協会員は、顧客の信託契約 (特定金銭信託契約及び特定金外信託契約を含む。) に基づく勘定を利用した取引を的確に把握し、その適正な管理に努めるものとする。</u>	止する。 2 (省 略) 2 (省 略) (新 設) (新 設) (内部者取引管理体制の整備) 第 21 条 <u>会員は、内部者取引の未然防止を図るため、役員及び従業員がその業務に関して取得した発行会社に係る未公表の情報の管理、顧客管理及び売買管理等に関する社内規則を制定する等、内部者取引に関する管理体制の整備に努めるものとする。</u> <u>(特金勘定取引の適正な管理)</u> 第 22 条 <u>会員は、顧客の特定金銭信託契約 (特定金外信託契約を含む。) に基づく勘定を利用した取引を的確に把握し、その適正な管理に努めるものとする。</u>

新	旧
付 則 この改正は、平成 16 年 12 月 1 日から施行する。	

別紙 2

「『協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則』に関する細則」の一部改正について

平成 16 年 11 月 26 日

(下線部分変更)

新	旧
(削る) 規則第 6 条の 5 に移行	<u>(預金等との誤認防止のための説明事項)</u> <u>第 2 条 規則第 6 条の 4 に規定する預金等との誤認防止のための説明事項は、次の各号に定める事項とする。</u> <u>1 預金等でないこと（保険会社にあつては保険契約でないこと）</u> <u>2 預金保険法第 53 条に規定する保険金の支払いの対象とはならないこと（保険会社にあつては保険業法第 270 条の 3 第 2 項第 1 号に規定する補償対象契約に該当しないこと）</u> <u>3 証取法第 79 条の 21 に規定する投資者保護基金による同法第 79 条の 56 の規定に基づく一般顧客に対する支払の対象でないこと</u> <u>4 元本の返済が保証されていないこと</u> <u>5 契約の主体その他預金等との誤認防止に関し参考となると認められる事項</u>
第 2 条 (現行どおり) 付 則 この改正は、平成 16 年 12 月 1 日から施行する。	第 3 条 (省 略)

別紙 3

「外国証券の取引に関する規則」(公正慣習規則第4号)の一部改正について

平成 16 年 11 月 26 日

(下線部分変更)

新	旧
(定 義) 第 2 条 この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 1 外国証券 外国株券、外国新株予約権証券、外国債券、外国投資信託受益証券、外国投資証券、外国貸付債権信託受益証券、海外 C D、海外 C P、外国優先出資証券、外国カバードワラント、<u>外国預託証券及び外国組合契約出資持分</u>をいう。 2 ～ 12 (現行どおり) <u>13 外国組合契約出資持分</u> 特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令(平成 5 年大蔵省令第 22 号)第 1 条第 5 号の 2 口に規定する権利をいう。 <u>14 ～ 16</u> (現行どおり) (勧誘によらず売り付ける場合の取扱い) 第 6 条 協会員は、顧客に対し外国証券の売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘(以下「勧誘」という。)を行わずに外国証券の<u>売付け又は売付けの媒介(委託の媒介を含む。)</u>を行う場合には、次の各号に掲げる事例に該当する場合を除き、当該注文が当該顧客の意向に基づくものである旨の記録を作成のうえ、整理、保存する等適切な管理を行わなければならない。 1 ～ 6 (現行どおり) 7 顧客の買付けに係る注文が<u>他の協会員若しくは証券仲介業者を経由する場合又は当該注文が他の協会員若しくは証券仲介業者の勧誘に基づくものである場合</u>	(定 義) 第 2 条 この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 1 外国証券 外国株券、外国新株予約権証券、外国債券、外国投資信託受益証券、外国投資証券、外国貸付債権信託受益証券、海外 C D、海外 C P、外国優先出資証券、外国カバードワラント<u>及び外国預託証券</u>をいう。 2 ～ 12 (省 略) (新 設) <u>13 ～ 15</u> (省 略) (勧誘によらず売り付ける場合の取扱い) 第 6 条 協会員は、顧客に対し外国証券の売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘(以下「勧誘」という。)を行わずに外国証券を<u>売り付ける場合には</u>、次の各号に掲げる事例に該当する場合を除き、当該注文が当該顧客の意向に基づくものである旨の記録を作成のうえ、整理、保存する等適切な管理を行わなければならない。 1 ～ 6 (省 略) 7 顧客の買付けに係る注文が証券仲介業者を経由する場合又は当該注文が証券仲介業者の勧誘に基づくものである場合

新	旧
(条件付勧誘により売り付ける場合の取扱い) 第7条 協会員は、顧客に対し、第9条第1項各号に掲げる外国証券につき、売出しに該当しない勧誘を行い、<u>当該協会員又は委託協会員(当該協会員に当該勧誘を委託する協会員をいう。以下同じ。)</u>が売り付ける場合には、あらかじめ又は同時に、当該顧客に対し、非居住者(外国為替及び外国貿易法第6条第1項第6号に規定する非居住者をいう。)に譲渡するものを除き一括して他の一の者に譲渡する場合以外にその譲渡を行わないことを約する旨の条件(以下「転売制限」という。)が付されていることを明らかにした書面(以下「転売制限等告知書」という。)を交付しなければならない。 2～3 (現行どおり)	(条件付勧誘により売り付ける場合の取扱い) 第7条 協会員は、顧客に対し、第9条第1項各号に掲げる外国証券につき、売出しに該当しない勧誘を行い売り付ける場合には、あらかじめ又は同時に、当該顧客に対し、非居住者(外国為替及び外国貿易法第6条第1項第6号に規定する非居住者をいう。)に譲渡するものを除き一括して他の一の者に譲渡する場合以外にその譲渡を行わないことを約する旨の条件(以下「転売制限」という。)が付されていることを明らかにした書面(以下「転売制限等告知書」という。)を交付しなければならない。 2～3 (省 略)
(例外的取扱い) 第8条 協会員は、顧客(機関投資家を除く。)に対し次条第1項各号に掲げる外国証券の勧誘を行い、当該勧誘が売出しに該当しない場合において、当該顧客に対し勧誘に係る外国証券の内容等を説明した文書(第11条に定める事項を記載したものに限る。以下「外国証券内容説明書」という。)を交付するとともに、<u>当該協会員又は委託協会員が当該顧客からの買付けに係る証券について保管の委託を受けるときには、当該外国証券に関し転売制限を付することを要しない。</u> 2 (現行どおり) 3 協会員は、次条第1項各号に掲げる外国証券を機関投資家を相手方として勧誘する場合において、協会員又は非居住者に譲渡するものを除き譲渡を行わないことを約する旨の条件が付されていることを明らかにしているとき又は<u>当該協会員若しくは委託協会員が当該機関投資家の買付けに係る証券について保管</u>	(例外的取扱い) 第8条 協会員は、顧客(機関投資家を除く。)に対し次条第1項各号に掲げる外国証券の勧誘を行い、当該勧誘が売出しに該当しない場合において、当該顧客に対し勧誘に係る外国証券の内容等を説明した文書(第11条に定める事項を記載したものに限る。以下「外国証券内容説明書」という。)を交付するとともに、当該顧客からの買付けに係る証券について保管の委託を受けるときには、当該外国証券に関し転売制限を付することを要しない。 2 (省 略) 3 協会員は、次条第1項各号に掲げる外国証券を機関投資家を相手方として勧誘する場合において、協会員又は非居住者に譲渡するものを除き譲渡を行わないことを約する旨の条件が付されていることを明らかにしているとき又は当該機関投資家の買付けに係る証券について保管の委託を受けるときには、当該機

新	旧
の委託を受けるときには、当該機関投資家に対し転売制限等告知書を交付することを要しない。 4 (現行どおり) (告知書の交付) 第 10 条 協会員は、顧客又は他の協会員に対し、前条第 1 項各号に掲げる外国証券以外の外国証券につき、売出しに該当しない勧誘を行い、<u>当該協会員又は委託協会員が売り付ける場合には、第 7 条第 2 項各号に掲げる場合を除き、</u>あらかじめ又は同時に、転売制限等告知書を当該顧客又は他の協会員に交付しなければならない。 (対象証券) 第 13 条 外国株券等、外国新株予約権証券及び外国債券について、協会員が<u>顧客（機関投資家及び第 9 条第 3 項に定める事業会社等を除く。第 15 条において同じ。）</u>に対し勧誘を行うことができるものは、次の各号に掲げる証券とする。ただし、海外証券先物取引等の受渡決済に伴い受渡しをする外国証券の場合は、この限りでない。 1 ～ 5 (現行どおり) 2 (現行どおり) (対象証券) 第 15 条 外国株券等、外国新株予約権証券及び外国債券について、協会員が<u>顧客に対し勧誘を行うことができるものは、</u>第 13 条に定める外国証券とする。	関投資家に対し転売制限等告知書を交付することを要しない。 4 (省 略) (告知書の交付) 第 10 条 協会員は、顧客又は他の協会員に対し、前条第 1 項各号に掲げる外国証券以外の外国証券につき、売出しに該当しない勧誘を行い売り付ける場合には、あらかじめ又は同時に、転売制限等告知書を当該顧客又は他の協会員に交付しなければならない。 (対象証券) 第 13 条 外国株券等、外国新株予約権証券及び外国債券について、協会員が<u>勧誘を行うことにより顧客（機関投資家及び第 9 条第 3 項に定める事業会社等を除く。第 15 条において同じ。）</u>から外国取引による買付けの注文を受けることができるものは、次の各号に掲げる証券とする。ただし、海外証券先物取引等の受渡決済に伴い受渡しをする外国証券の場合は、この限りでない。 1 ～ 5 (省 略) 2 (省 略) (対象証券) 第 15 条 外国株券等、外国新株予約権証券及び外国債券について、協会員が<u>勧誘を行うことにより顧客から国内店頭取引による買付けの注文を受けることができるものは、</u>第 13 条に定める外国証券とする。

新	旧
(対象証券) 第 25 条 協会員が顧客（機関投資家を除く。） <u>に対し勧誘（新たに発行される外国投資信託証券の取得の申込みの勧誘を含む。）を行うことができる外国投資信託証券は、次の各号の全てを満たしており投資家保護上問題がないことを当該協会員が確認したものとする。</u> 1 ～ 2 （ 現行どおり ）	(対象証券) 第 25 条 協会員が顧客（機関投資家を除く。） <u>に対し勧誘を行うことにより販売等ができる外国投資信託証券は、次の各号の全てを満たしており投資家保護上問題がないことを当該協会員が確認したものとする。</u> 1 ～ 2 （ 省 略 ）
(資料の公開) 第 32 条 （ 削 る ） <u>1 ～ 3</u> （ 現行どおり ）	(資料の公開) 第 32 条 <u>協会員は、外国投資信託証券を顧客（機関投資家及び第 25 条第 2 号ただし書きに掲げる販売等を行う相手方を除く。以下本条において同じ。）に販売しようとするときは、前条第 1 項に規定する目論見書をあらかじめ又は同時に当該顧客に交付しなければならない。</u> <u>2 ～ 4</u> （ 省 略 ）
（ 削 除 ）	(目論見書の交付) 第 36 条 <u>協会員は、外国株券等の募集若しくは売出し又は国内の取引所有価証券市場への上場に際し、当該外国株券等を顧客に販売しようとするときは、当該募集若しくは売出しに係る目論見書又は国内の証券取引所が定める上場のための目論見書をあらかじめ又は同時に交付しなければならない。</u>
(電磁的方法による書面の交付等) 第 40 条 協会員は、次に掲げる書面の交付等に代えて、「書面の電磁的方法による提供等の取扱いについて」(理事会決議)に定めるところにより、当該書面に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。この場合におい	(電磁的方法による書面の交付等) 第 40 条 協会員は、次に掲げる書面の交付等に代えて、「書面の電磁的方法による提供等の取扱いについて」(理事会決議)に定めるところにより、当該書面に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。この場合におい

新	旧
て、当該協会員は、当該書面の交付等を行ったものとみなす。 1 ～ 8 (現行どおり) (削 る) <u>9</u> (現行どおり) (削 る) <u>10 ～ 11</u> (現行どおり) 2 (現行どおり) 付 則 この改正は、平成 16 年 12 月 1 日から施行する。	て、当該協会員は、当該書面の交付等を行ったものとみなす。 1 ～ 8 (省 略) <u>9</u> <u>第 32 条第 1 項に規定する外国投資信託証券の目論見書</u> <u>10</u> (省 略) <u>11</u> <u>第 36 条に規定する外国株券等の募集若しくは売出し等に係る目論見書</u> <u>12 ～ 13</u> (省 略) 2 (省 略)

別紙 4

「国内ＣＰ等及び私募社債の売買取引等に係る勧誘等について」(理事会決議) の
一部改正について

平成 16 年 11 月 26 日

(下線部分変更)

新	旧
第 2 国内ＣＰ等の売買取引等に係る勧誘等 8 . 勧誘によらず売り付ける場合の取扱い 協会員は、顧客に対し勧誘を行わずに国内ＣＰ等(商工組合中央金庫法(昭和 11 年法律第 14 号)第 33 条ノ 2 に規定する短期商工債券、信用金庫法 (昭和 26 年法律第 238 号)第 54 条の 3 の 2 第 1 項に規定する短期債券及び農林中央金庫法 (平成 13 年法律第 93 号)第 62 条の 2 第 1 項に規定する短期農林債券を除く。) <u>の売付け又は売付けの媒介(委託の媒介を含む。)を行う場合には</u>、当該注文が当該顧客の意向に基づくものである旨の記録を作成のうえ、整理、保存する等適切な管理を行わなければならない。 ただし、顧客の買付けに係る注文が<u>他の協会員若しくは証券仲介業者を経由する場合又は当該注文が他の協会員若しくは証券仲介業者の勧誘に基づくものである場合</u>を除く。 9 . (現行どおり) 第 3 私募社債の売買取引等に係る勧誘等 10 . (現行どおり) 11 . 勧誘によらず売り付ける場合の取扱い 協会員は、顧客に対し勧誘を行わずに私募社債の<u>売付け又は売付けの媒介(委託の媒介を含む。)を行う場合には</u>、当該注文が当該顧客の意向に基づくものである旨の記録を作成のうえ、整理、保存する等適切な管理を行わなければならない。	第 2 国内ＣＰ等の売買取引等に係る勧誘等 8 . 勧誘によらず売り付ける場合の取扱い 協会員は、顧客に対し勧誘を行わずに国内ＣＰ等(商工組合中央金庫法(昭和 11 年法律第 14 号)第 33 条ノ 2 に規定する短期商工債券、信用金庫法 (昭和 26 年法律第 238 号)第 54 条の 3 の 2 第 1 項に規定する短期債券及び農林中央金庫法 (平成 13 年法律第 93 号)第 62 条の 2 第 1 項に規定する短期農林債券を除く。) <u>を売り付ける場合には</u>、当該注文が当該顧客の意向に基づくものである旨の記録を作成のうえ、整理、保存する等適切な管理を行わなければならない。 ただし、顧客の買付けに係る注文が証券仲介業者を経由する場合又は当該注文が証券仲介業者の勧誘に基づくものである場合を除く。 9 . (省 略) 第 3 私募社債の売買取引等に係る勧誘等 10 . (省 略) 11 . 勧誘によらず売り付ける場合の取扱い 協会員は、顧客に対し勧誘を行わずに私募社債を<u>売り付ける場合には</u>、当該注文が当該顧客の意向に基づくものである旨の記録を作成のうえ、整理、保存する等適切な管理を行わなければならない。 ただし、顧客の買付けに係る注文が証券

新	旧
ただし、顧客の買付けに係る注文が<u>他の協会員若しくは証券仲介業者を経由する場合又は当該注文が他の協会員若しくは証券仲介業者の勧誘に基づくものである</u>場合を除く。 付 則 この改正は、平成 16 年 12 月 1 日から施行する。	仲介業者を経由する場合又は当該注文が証券仲介業者の勧誘に基づくものである場合を除く。

(注) 今後、この「理事会決議」は、自主規制会議規則第 12 条に基づき、「自主規制会議決議」として取り扱われることとなります。

別紙 5

「広告等及び景品類の提供に関する規則」(公正慣習規則第7号)の一部改正について

平成 16 年 11 月 26 日

(下線部分変更)

新	旧
(協会の内部審査等) 第 5 条 協会は、広告等又は景品類の提供を行うときは、広告等又は景品類の提供の審査を行う担当者(以下「広告審査担当者」という。)を任命し、第 4 条の規定に違反する事実がないかどうかを広告審査担当者に審査させなければならない。<u>ただし、次の各号に掲げる広告等の審査を除く。</u> 1 「証券取引法第 2 条に規定する定義に関する内閣府令」第 4 条第 1 項各号に掲げる者又はこれに相当する外国の法人その他の団体のみを対象として行う広告等 2 特別会員が行う証券仲介業務に係る広告等で委託会員(当該特別会員に証券仲介業務の委託を行った会員をいう。)の広告審査担当者による審査が行われたもの 2・3 (現行どおり) 4 特別会員は、前項の規定にかかわらず、証券仲介業務に係る広告等又は景品類の提供の審査を行う広告審査担当者については、第 2 項各号のいずれかに該当する者でなければ、当該広告審査担当者に任命してはならない。 5 (現行どおり) (社内管理体制の整備) 第 6 条 協会は、広告等及び景品類の提供の適正化を図るため、広告等及び景品類の提供に係る審査体制、審査基準及び保管体制に関する社内規則を制定し、これを役職員に<u>周知し、その遵守を徹底</u>させるものとする。	(協会の内部審査等) 第 5 条 協会は、広告等又は景品類の提供を行うときは、広告等又は景品類の提供の審査を行う担当者(以下「広告審査担当者」という。)を任命し、第 4 条の規定に違反する事実がないかどうかを広告審査担当者に審査させなければならない。<u>ただし、「証券取引法第 2 条に規定する定義に関する内閣府令」第 4 条第 1 項各号に掲げる者又はこれに相当する外国の法人その他の団体のみを対象として行う広告等はこの限りではない。</u> (新 設) <u>ただし書第 1 号として規定</u> (新 設) 2・3 (省 略) (新 設) 4 (省 略) (社内管理体制の整備) 第 6 条 協会は、広告等及び景品類の提供の適正化を図るため、広告等及び景品類の提供に係る審査体制、審査基準及び保管体制に関する社内規則を制定し、これを役職員に<u>遵守</u>させるものとする。

新	旧
付 則 1 この改正は、平成 16 年 12 月 1 日から施行する。 2 特別会員が平成 16 年 12 月 1 日から同 17 年 5 月 31 日までの間に任命する第 5 条第 4 項の広告審査担当者については、同条第 2 項第 2 号又は第 3 号の規定にかかわらず、次の第 1 号から第 3 号の全ての要件に該当する者に限り、当該任命をした日から 6 月間、証券仲介業務に係る広告等又は景品類の提供の審査を行わせることができる。 1 一種外務員、信用取引外務員又は二種外務員の資格を有する者 2 試験規則による特別会員営業責任者資格試験又は特別会員内部管理責任者資格試験の合格者 3 本協会が指定する研修の受講修了者	

別紙 6

「アナリスト・レポートの取扱い等について」(理事会決議) の一部改正について

平成 16 年 11 月 26 日

(下線部分変更)

新	旧
1 目 的 この理事会決議は、アナリスト・レポートの取扱い等に関し、<u>協会員</u> (特別会員にあっては、<u>証券仲介業務を行う特別会員に限るものとし、当該特別会員のアナリスト・レポートが証券仲介業務に関するものに限る。</u>) が遵守すべき事項を定めることにより、アナリスト・レポートの作成、使用等に係る業務が適正かつ公正に遂行されることを図り、もって、投資者に対する適正かつ有効な情報提供及びアナリストの資質の向上に資することを目的とする。 2 定 義 この理事会決議において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (現行どおり) アナリスト <u>協会員</u> の役職員であってアナリスト・レポートを執筆する者をいう。 外部アナリスト 当該<u>協会員</u> の役職員以外の者であってアナリスト・レポートを執筆する者をいう。 調査部門 アナリスト・レポートの作成を行う<u>協会員</u> における部門をいう。 3 社内管理体制の整備 <u>協会員</u> は、アナリスト・レポートの社内審査及び保管、情報の管理、アナリストの意見の独立性の確保並びにアナリストの証券取引等に関し、社内規則を制定する等社内管理体制を整備し、アナリスト・レポートの作成、	1 目 的 この理事会決議は、アナリスト・レポートの取扱い等に関し、<u>会員</u> が遵守すべき事項を定めることにより、アナリスト・レポートの作成、使用等に係る業務が適正かつ公正に遂行されることを図り、もって、投資者に対する適正かつ有効な情報提供及びアナリストの資質の向上に資することを目的とする。 2 定 義 この理事会決議において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (省 略) アナリスト <u>会員</u> の役職員であってアナリスト・レポートを執筆する者をいう。 外部アナリスト 当該<u>会員</u> の役職員以外の者であってアナリスト・レポートを執筆する者をいう。 調査部門 アナリスト・レポートの作成を行う<u>会員</u> における部門をいう。 3 社内管理体制の整備 <u>会員</u> は、アナリスト・レポートの社内審査及び保管、情報の管理、アナリストの意見の独立性の確保並びにアナリストの証券取引等に関し、社内規則を制定する等社内管理体制を整備し、アナリスト・レポートの作成、使

新	旧
使用等に係る業務が適正かつ公正に遂行されるよう努めなければならない。 4 社内審査 (1) <u>協会員</u>は、アナリスト・レポートに関する指針を策定する等により、アナリスト・レポートの表示内容及び評価が適正かつ合理的なものとなるよう努めなければならない。 (2) <u>協会員</u>は、アナリスト・レポートを使用しようとするときは、アナリスト・レポートの審査を行う担当者(以下「審査担当者」という。)を定め、審査させなければならない。 (3) (現行どおり) (4) <u>協会員</u>は、一のアナリスト・レポートについて複数の審査担当者に分担して審査させることができるものとする。 (5) 外部アナリストが作成するアナリスト・レポートを当該外部アナリストが所属する会社との契約等に基づき使用する場合、当該会社において、上記と同様の審査が行われていることが明らかなときは、当該会社が行った審査をもって、当該アナリスト・レポートを使用する<u>協会員</u>が審査を行ったものとみなすことができる。 5 アナリスト・レポートの保管 <u>協会員</u>は、公表したアナリスト・レポート及び当該アナリスト・レポートに係る社内審査を行った旨の記録を公表した日から 3 年間保管しなければならない。 6 利益相反についての表示等 (1) <u>協会員</u>は、アナリスト・レポートを作成する(翻訳する場合を除く。)に当たっては、<u>協会員</u>及び当該アナリスト・レポートの作成者であるアナリストが当該アナリ	用等に係る業務が適正かつ公正に遂行されるよう努めなければならない。 4 社内審査 (1) <u>会員</u>は、アナリスト・レポートに関する指針を策定する等により、アナリスト・レポートの表示内容及び評価が適正かつ合理的なものとなるよう努めなければならない。 (2) <u>会員</u>は、アナリスト・レポートを使用しようとするときは、アナリスト・レポートの審査を行う担当者(以下「審査担当者」という。)を定め、審査させなければならない。 (3) (省 略) (4) <u>会員</u>は、一のアナリスト・レポートについて複数の審査担当者に分担して審査させることができるものとする。 (5) 外部アナリストが作成するアナリスト・レポートを当該外部アナリストが所属する会社との契約等に基づき使用する場合、当該会社において、上記と同様の審査が行われていることが明らかなときは、当該会社が行った審査をもって、当該アナリスト・レポートを使用する<u>会員</u>が審査を行ったものとみなすことができる。 5 アナリスト・レポートの保管 <u>会員</u>は、公表したアナリスト・レポート及び当該アナリスト・レポートに係る社内審査を行った旨の記録を公表した日から 3 年間保管しなければならない。 6 利益相反についての表示等 (1) <u>会員</u>は、アナリスト・レポートを作成する(翻訳する場合を除く。)に当たっては、<u>会員</u>及び当該アナリスト・レポートの作成者であるアナリストが当該アナリスト・レ

新	旧
スト・レポートの対象会社と重大な利益相反の関係にある場合には、その内容を当該アナリスト・レポートにおいて明確に表示しなければならない。 (2) 会員は、自社が株式(優先出資証券及び外国株預託証券を含む。以下同じ。)新株予約権証券又は新株予約権付社債の募集又は売出しに関し主幹事会社(証券会社の行為規制等に関する内閣府令第12条第1項第2号に規定する主幹事会社をいう。以下同じ。)となり、当該募集又は売出しに係る有価証券届出書、発行登録追補書類又は有価証券通知書(以下「有価証券届出書等」という。)の提出日から1年間を経過するまでの間に当該会社の株式に係るアナリスト・レポートを発表する場合には、主幹事会社となった旨を当該アナリスト・レポートにおいて表示しなければならない。 (3) 会員は、自社が株式の募集又は売出し(証券取引所への上場又は本協会への登録に伴うものに限る。ただし、既に他の証券取引所に株式が上場されている場合又は本協会に株式が登録されている場合を除く。)に関し主幹事会社となり、当該募集又は売出しに係る有価証券届出書等の提出日以後、上場日又は登録日から起算して10営業日を経過するまでの間に当該会社の株式に係るアナリスト・レポートを発表する場合には、当該アナリスト・レポートにおいてレーティング及び目標株価を表示してはならない。 (4) 協会員は、アナリストが役員(商法に規定する取締役、執行役、監査役又はこれらに準ずる者をいう。)となっている会社のアナリスト・レポートを当該アナリストに執筆させてはならない。	ポートの対象会社と重大な利益相反の関係にある場合には、その内容を当該アナリスト・レポートにおいて明確に表示しなければならない。 (2) 会員は、自社が株式(優先出資証券及び外国株預託証券を含む。以下同じ。)新株予約権証券又は新株予約権付社債の募集又は売出しに関し主幹事会社(証券会社の行為規制等に関する内閣府令第12条第1項第2号に規定する主幹事会社をいう。以下同じ。)となり、当該募集又は売出しに係る有価証券届出書、発行登録追補書類又は有価証券通知書(以下「有価証券届出書等」という。)の提出日から1年間を経過するまでの間に当該会社の株式に係るアナリスト・レポートを発表する場合には、主幹事会社となった旨を当該アナリスト・レポートにおいて表示しなければならない。 (3) 会員は、自社が株式の募集又は売出し(証券取引所への上場又は本協会への登録に伴うものに限る。ただし、既に他の証券取引所に株式が上場されている場合又は本協会に株式が登録されている場合を除く。)に関し主幹事会社となり、当該募集又は売出しに係る有価証券届出書等の提出日以後、上場日又は登録日から起算して10営業日を経過するまでの間に当該会社の株式に係るアナリスト・レポートを発表する場合には、当該アナリスト・レポートにおいてレーティング及び目標株価を表示してはならない。 (4) 会員は、アナリストが役員(商法に規定する取締役、執行役、監査役又はこれらに準ずる者をいう。)となっている会社のアナリスト・レポートを当該アナリストに執筆させてはならない。

新	旧
7 外部アナリスト執筆のアナリスト・レポートの使用 (1) <u>協会員</u>は、外部アナリストが執筆するアナリスト・レポートを当該外部アナリストが所属する会社又は当該外部アナリストとの契約等に基づき使用する場合には、当該外部アナリストと当該アナリスト・レポートの対象会社との重大な利益相反の関係について、その内容を当該アナリスト・レポートにおいて明確に表示するための措置を講じなければならない。ただし、当該<u>協会員</u>が、その内容を顧客に通知する（書面又はその他の方法によるものとし、口頭による方法を除く。以下(2)及び(3)において同じ。）場合は、この限りでない。 (2) <u>協会員</u>は、外部アナリストが執筆するアナリスト・レポートを使用する場合には、次に掲げる事項を顧客に通知しなければならない。ただし、当該アナリスト・レポートに当該事項が表示されている場合は、この限りでない。 当該<u>協会員</u>が、当該アナリスト・レポートの作成につき、対価を支払っている又は支払うべき約束をしている場合は、その旨 当該<u>協会員</u>が、対象会社を指定して当該アナリスト・レポートの作成を依頼した場合は、その旨 (3) <u>協会員</u>は、外部アナリストが執筆するアナリスト・レポートを使用するに当たり前記(2)又は の場合に該当するときは、次に掲げる事項(<u>特別会員にあっては に限る。</u>)を顧客に通知しなければならない。ただし、当該アナリスト・レポートに当該事項が表示されている場合は、この限りでない。 <u>協会員</u>が当該アナリスト・レポートの対象会社と重大な利益相反の関係にある	7 外部アナリスト執筆のアナリスト・レポートの使用 (1) <u>会員</u>は、外部アナリストが執筆するアナリスト・レポートを当該外部アナリストが所属する会社又は当該外部アナリストとの契約等に基づき使用する場合には、当該外部アナリストと当該アナリスト・レポートの対象会社との重大な利益相反の関係について、その内容を当該アナリスト・レポートにおいて明確に表示するための措置を講じなければならない。ただし、当該<u>会員</u>が、その内容を顧客に通知する（書面又はその他の方法によるものとし、口頭による方法を除く。以下(2)及び(3)において同じ。）場合は、この限りでない。 (2) <u>会員</u>は、外部アナリストが執筆するアナリスト・レポートを使用する場合には、次に掲げる事項を顧客に通知しなければならない。ただし、当該アナリスト・レポートに当該事項が表示されている場合は、この限りでない。 当該<u>会員</u>が、当該アナリスト・レポートの作成につき、対価を支払っている又は支払うべき約束をしている場合は、その旨 当該<u>会員</u>が、対象会社を指定して当該アナリスト・レポートの作成を依頼した場合は、その旨 (3) <u>会員</u>は、外部アナリストが執筆するアナリスト・レポートを使用するに当たり前記(2)又は の場合に該当するときは、次に掲げる事項を顧客に通知しなければならない。ただし、当該アナリスト・レポートに当該事項が表示されている場合は、この限りでない。 <u>会員</u>が当該アナリスト・レポートの対象会社と重大な利益相反の関係にある

新	旧
る場合は、その内容 会員が、「6 利益相反についての表示等」(2)に規定する場合に該当する場合は、主幹事会社となった旨 (4) 会員は、外部アナリストが執筆するアナリスト・レポートを使用するに当たり前記(2)又は の場合に該当し、かつ、「6 利益相反についての表示等」(3)に規定する場合に該当するときは、当該アナリスト・レポートにおいてレーティング及び目標株価が表示されていないことを確認のうえアナリスト・レポートを使用しなければならない。 8 情報管理の徹底 (1) <u>協会員</u>は、次に掲げる情報(以下「重要情報」という。)について、適正に管理しなければならない。 ・ (現行どおり) (2) (現行どおり) 9 重要情報の適正な利用 (1) <u>協会員</u>は、<u>協会員</u>の行う自己取引について、重要情報を利用して取引が行われることのないよう適正に管理しなければならない。また、<u>協会員</u>は、自社の役職員が、重要情報を利用して、一部の顧客への勧誘等を行うことのないよう指導・監督しなければならない。 (2) <u>協会員</u>は、発表直後のアナリスト・レポートの内容を利用して行う<u>協会員</u>の自己取引について、<u>協会員</u>の自己の利益が顧客の利益に優先することのないよう努めなければならない。 10 アナリストの意見の独立性の確保等 (1) <u>協会員</u>は、アナリストの意見の独立性を確保する観点から、適切な組織体制及び報酬	場合は、その内容 会員が、「6 利益相反についての表示等」(2)に規定する場合に該当する場合は、主幹事会社となった旨 (4) 会員は、外部アナリストが執筆するアナリスト・レポートを使用するに当たり前記(2)又は の場合に該当し、かつ、「6 利益相反についての表示等」(3)に規定する場合に該当するときは、当該アナリスト・レポートにおいてレーティング及び目標株価が表示されていないことを確認のうえアナリスト・レポートを使用しなければならない。 8 情報管理の徹底 (1) <u>会員</u>は、次に掲げる情報(以下「重要情報」という。)について、適正に管理しなければならない。 ・ (省 略) (2) (省 略) 9 重要情報の適正な利用 (1) <u>会員</u>は、<u>会員</u>の行う自己取引について、重要情報を利用して取引が行われることのないよう適正に管理しなければならない。また、<u>会員</u>は、自社の役職員が、重要情報を利用して、一部の顧客への勧誘等を行うことのないよう指導・監督しなければならない。 (2) <u>会員</u>は、発表直後のアナリスト・レポートの内容を利用して行う<u>会員</u>の自己取引について、<u>会員</u>の自己の利益が顧客の利益に優先することのないよう努めなければならない。 10 アナリストの意見の独立性の確保等 (1) <u>会員</u>は、アナリストの意見の独立性を確保する観点から、適切な組織体制及び報酬

新	旧
酬体系を整備しなければならない。 (2) <u>協会員</u>は、アナリストがアナリスト・レポートを執筆するに当たり、<u>協会員</u>の引受部門、投資銀行部門、法人部門、営業部門等からの不当な干渉及び介入を受ける等、アナリストの意見の独立性が阻害されることのないよう指導・監督しなければならない。 (3) <u>協会員</u>は、アナリストが特定の顧客の利益を考慮して、自らの独立した意見と異なる内容の表示を行うことのないよう指導・監督しなければならない。	体系を整備しなければならない。 (2) <u>会員</u>は、アナリストがアナリスト・レポートを執筆するに当たり、<u>会員</u>の引受部門、投資銀行部門、法人部門、営業部門等からの不当な干渉及び介入を受ける等、アナリストの意見の独立性が阻害されることのないよう指導・監督しなければならない。 (3) <u>会員</u>は、アナリストが特定の顧客の利益を考慮して、自らの独立した意見と異なる内容の表示を行うことのないよう指導・監督しなければならない。
11 引受部門及び投資銀行部門の業務への関与の禁止 <u>協会員</u>は、引受部門及び投資銀行部門からのアナリストの独立性の確保に十分に留意するものとし、当該<u>協会員</u>の役職員が次に掲げる行為及びこれに類する行為を行うことのないようにしなければならない。 ・ (現行どおり) アナリストが、企業等又は当該<u>協会員</u>が行う投資家への説明会等(引受部門又は投資銀行部門の業務又は取引に関し企業等が行うもの及び引受部門又は投資銀行部門がその開催に関与するものに限る。以下同じ。)に関与すること 引受部門又は投資銀行部門の業務に従事する役職員が、企業等又は当該<u>協会員</u>が行う投資家への説明会等にアナリスト又は外部アナリストを関与させようとする事又は関与させること	11 引受部門及び投資銀行部門の業務への関与の禁止 <u>会員</u>は、引受部門及び投資銀行部門からのアナリストの独立性の確保に十分に留意するものとし、当該<u>会員</u>の役職員が次に掲げる行為及びこれに類する行為を行うことのないようにしなければならない。 ・ (省 略) アナリストが、企業等又は当該<u>会員</u>が行う投資家への説明会等(引受部門又は投資銀行部門の業務又は取引に関し企業等が行うもの及び引受部門又は投資銀行部門がその開催に関与するものに限る。以下同じ。)に関与すること 引受部門又は投資銀行部門の業務に従事する役職員が、企業等又は当該<u>会員</u>が行う投資家への説明会等にアナリスト又は外部アナリストを関与させようとする事又は関与させること
12 顧客への約束等の禁止等 <u>協会員</u>は、引受部門、投資銀行部門、法人部門、営業部門等の役職員が、当該部門の顧客又は見込み顧客に対し、当該顧客に関するアナリスト・レポートを作成すること及び当該	12 顧客への約束等の禁止等 <u>会員</u>は、引受部門、投資銀行部門、法人部門、営業部門等の役職員が、当該部門の顧客又は見込み顧客に対し、当該顧客に関するアナリスト・レポートを作成すること及び当該顧客

新	旧
顧客に関するアナリスト・レポートにおいて一定の表示又は評価を行うことを約束し又は申し出ることのないよう指導・監督しなければならない。	に関するアナリスト・レポートにおいて一定の表示又は評価を行うことを約束し又は申し出ることのないよう指導・監督しなければならない。
13 対象会社に対する事前通知の禁止 <u>協会員</u> は、アナリスト・レポートの対象会社に対し、発表前アナリスト・レポートを通知してはならない。	13 対象会社に対する事前通知の禁止 <u>会員</u> は、アナリスト・レポートの対象会社に対し、発表前アナリスト・レポートを通知してはならない。
14 アナリストの資質の向上 <u>協会員</u> は、アナリストに対する法令遵守の徹底を図るとともに、アナリスト・レポートの内容等を事後的に検証・評価する等アナリストの資質の向上に努めなければならない。	14 アナリストの資質の向上 <u>会員</u> は、アナリストに対する法令遵守の徹底を図るとともに、アナリスト・レポートの内容等を事後的に検証・評価する等アナリストの資質の向上に努めなければならない。
15 アナリスト等の証券取引への対応 (1) <u>協会員</u> は、アナリスト個人の有価証券の売買等又は保有に関し、当該アナリストが担当する会社の有価証券の売買等・保有を原則として禁止する等により、アナリストの公正かつ適正な業務の遂行が確保されるよう努めなければならない。 (2) <u>協会員</u> は、外部アナリストが執筆するアナリスト・レポートを当該外部アナリストが所属する会社又は当該外部アナリストとの契約等に基づき使用する場合には、当該外部アナリスト個人の有価証券の売買等又は保有に関し、当該外部アナリストの公正かつ適正な業務の遂行が確保されるための措置が講じられていることを確認しなければならない。 (3) <u>協会員</u> は、 <u>協会員</u> の役職員が、アナリスト・レポートの作成・審査に当たり入手した重要情報を利用して役職員個人の有価証券の売買等を行わないよう努めなければならない。	15 アナリスト等の証券取引への対応 (1) <u>会員</u> は、アナリスト個人の有価証券の売買等又は保有に関し、当該アナリストが担当する会社の有価証券の売買等・保有を原則として禁止する等により、アナリストの公正かつ適正な業務の遂行が確保されるよう努めなければならない。 (2) <u>会員</u> は、外部アナリストが執筆するアナリスト・レポートを当該外部アナリストが所属する会社又は当該外部アナリストとの契約等に基づき使用する場合には、当該外部アナリスト個人の有価証券の売買等又は保有に関し、当該外部アナリストの公正かつ適正な業務の遂行が確保されるための措置が講じられていることを確認しなければならない。 (3) <u>会員</u> は、 <u>会員</u> の役職員が、アナリスト・レポートの作成・審査に当たり入手した重要情報を利用して役職員個人の有価証券の売買等を行わないよう努めなければならない。

新	旧
16 理事会決議によらないアナリスト・レポートの使用 (1) <u>協会員</u>は、アナリスト・レポートの使用に当たり、やむを得ない特別の事由が存在し、この理事会決議の定めによることが困難である場合には、あらかじめ本協会に書面によりその旨及び事由を届け出て、本協会の承認を得なければならない。 (2) <u>協会員</u>は、前記(1)の承認を得てアナリスト・レポートを使用する場合には、当該アナリスト・レポートが本協会の規則の定めによるものでない旨を表示(口頭による表示を除く。)して、これを行わなければならない。 付 則 この改正は、平成 16 年 12 月 1 日から施行する。	16 理事会決議によらないアナリスト・レポートの使用 (1) <u>会員</u>は、アナリスト・レポートの使用に当たり、やむを得ない特別の事由が存在し、この理事会決議の定めによることが困難である場合には、あらかじめ本協会に書面によりその旨及び事由を届け出て、本協会の承認を得なければならない。 (2) <u>会員</u>は、前記(1)の承認を得てアナリスト・レポートを使用する場合には、当該アナリスト・レポートが本協会の規則の定めによるものでない旨を表示(口頭による表示を除く。)して、これを行わなければならない。

(注)今後、この「理事会決議」は、自主規制会議規則第 12 条に基づき、「自主規制会議決議」として取り扱われることとなります。

別紙 7

「有価証券の寄託の受入れ等に関する規則」(公正慣習規則第6号) の一部改正について

平成 16 年 11 月 26 日

(下線部分変更)

新	旧
第 4 章 照合通知書及び取引報告書 (照合通知書の作成及び交付) 第 11 条 照合通知書の作成は、会員の検査、監査又は管理を担当する部門において行うものとする。 2 会員は、顧客に交付する照合通知書に、次の各号に掲げる事項を見易いように表示しなければならない。<u>なお、特別会員の証券仲介業務に係る照合通知書には、第 2 号の照会先のほか、当該特別会員の検査、監査又は管理を担当する部門の責任者を表示することができる。</u> 1・2 (現行どおり) 3～5 (現行どおり) (顧客からの照会に対する回答) 第 12 条 会員は、顧客から第 9 条第 2 項各号に掲げる金銭又は有価証券の残高(第 3 項において「有価証券等の残高」という。)について照会があったときは、遅滞なく、当該顧客にその残高について回答しなければならない。 2 <u>会員は、前項の照会が証券仲介業務に係るものであったときは、必要に応じて、証券仲介業務の委託を行う特別会員又は証券仲介業者に報告を求め、調査するものとする。</u> 3 顧客からの有価証券等の残高についての照会の受付け又はこれに対する回答は、会員の検査、監査又は管理を担当する部門において行うものとする。	第 4 章 照合通知書及び取引報告書 (照合通知書の作成及び交付) 第 11 条 照合通知書の作成は、会員の検査、監査又は管理を担当する部門において行うものとする。 2 会員は、顧客に交付する照合通知書に、次の各号に掲げる事項を見易いように表示しなければならない。 1・2 (省 略) 3～5 (省 略) (顧客からの照会に対する回答) 第 12 条 会員は、顧客から第 9 条第 2 項各号に掲げる金銭又は有価証券の残高について照会があったときは、遅滞なく、当該顧客にその残高について回答しなければならない。 (新 設) 2 顧客からの第 9 条第 2 項各号に掲げる金銭又は有価証券の残高についての照会の受付け又はこれに対する回答は、会員の検査、監査又は管理を担当する部門において行うものとする。

新	旧
(取引報告書による報告) 第 13 条 (現行どおり) 2 (現行どおり) 3 前条第 3 項の規定は、顧客の有価証券の売買その他の取引及び先物取引等に係る当該顧客からの照会の受付け及びこれに対する回答について準用する。 第 6 章 特 別 会 員 (特別会員に対する準用) 第 16 条 第 2 条から第 6 条まで、第 8 条第 1 項及び第 10 条から第 15 条までの規定(第 11 条第 2 項なお書を除く。)は、特別会員についてそれぞれ準用する。この場合において、これらの規定中「会員」とあるのは「特別会員」と、第 2 条中「有価証券」とあるのは「登録等証券業務に係る有価証券」と、第 3 条中「保護預り約款」とあるのは「登録等証券業務に関する業務内容方法書に定める保護預り規程」と、第 12 条中「第 9 条」とあるのは「第 17 条」と、「特別会員又は証券仲介業者」とあるのは「証券仲介業者」とそれぞれ読み替えるものとする。 (照合通知書による報告) 第 17 条 特別会員は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める頻度で、照合通知書により当該顧客に報告しなければならない。ただし、当該顧客が取引残高報告書若しくは証券仲介業務に係る残高報告書を定期的に交付し又は通帳方式により通知している顧客であり、当該取引残高報告書若しくは証券仲介業務に係る残高報告書又は当該通帳に次項各号に掲げる項目の記載がある場合にはこ	(取引報告書による報告) 第 13 条 (省 略) 2 (省 略) 3 前条第 2 項の規定は、顧客の有価証券の売買その他の取引及び先物取引等に係る当該顧客からの照会の受付け及びこれに対する回答について準用する。 第 6 章 特 別 会 員 (特別会員に対する準用) 第 16 条 第 2 条から第 6 条まで、第 8 条第 1 項及び第 10 条から第 15 条までの規定は、特別会員についてそれぞれ準用する。この場合において、これらの規定中「会員」とあるのは「特別会員」と、第 2 条中「有価証券」とあるのは「登録等証券業務に係る有価証券」と、「債券、投資信託の受益証券並びに株式会社証券保管振替機構、証券取引所及び決済会社が行う」とあるのは「債券、投資信託の受益証券及び証券取引所が行う」と、第 3 条中「保護預り約款」とあるのは「登録等証券業務に関する業務内容方法書に定める保護預り規程」と、第 12 条中「第 9 条」とあるのは「第 17 条」とそれぞれ読み替えるものとする。 (照合通知書による報告) 第 17 条 特別会員は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める頻度で、照合通知書により当該顧客に報告しなければならない。ただし、当該顧客が取引残高報告書を定期的に交付し又は通帳方式により通知している顧客であり、当該取引残高報告書又は当該通帳に次項各号に掲げる項目の記載がある場合にはこの限りでない。

新	旧
の限りでない。 1～3 （ 現 行 ど お り ） 2 ・ 3 （ 現 行 ど お り ） 付 則 この改正は、平成 16 年 12 月 1 日から施行する。	1～3 （ 省 略 ） 2 ・ 3 （ 省 略 ）

別紙 8

「協会の外務員の資格、登録等に関する規則」(公正慣習規則第 15 号) の一部改正について

平成 16 年 11 月 26 日

(下線部分変更)

新	旧
第 1 章 総 則 (定 義) 第 2 条 (現行どおり) 1～4 (現行どおり) 5 特別会員一種外務員 外務員のうち、証券法第 65 条の 2 第 1 項の登録及び同条第 3 項の認可に係る業務(以下「登録等証券業務」という。)に係る外務行為(<u>証券仲介業務に係る外務行為を除く。</u>)を行うことができる者をいう。 6 特別会員二種外務員 外務員のうち、証券法第 65 条第 2 項第 1 号、<u>第 2 号、第 3 号口及び第 4 号イに掲げる業務(同項第 1 号から第 4 号に掲げる有価証券に係る有価証券先物取引等、有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等及び外国市場証券先物取引等並びに選択権付債券売買取引に係る業務を除く。)</u>に係る外務行為を行うことができる者をいう。 7 (現行どおり) 第 3 章 外務員の登録手続き、処分等 (登録手数料の納付) 第 16 条 協会員は、第 7 条第 1 項の規定により、外務員の登録を受けようとするときは、「証券会社に関する内閣府令」第 59 条に定める登録手数料を本協会に納めなければならない。	第 1 章 総 則 (定 義) 第 2 条 (省 略) 1～4 (省 略) 5 特別会員一種外務員 外務員のうち、証券法第 65 条の 2 第 1 項の登録及び同条第 3 項の認可に係る業務(以下「登録等証券業務」という。)に係る外務行為<u>のすべて</u>を行うことができる者をいう。 6 特別会員二種外務員 外務員のうち、証券法第 65 条第 2 項第 1 号<u>から第 5 号に掲げる業務(国債証券等の有価証券先物取引及び選択権付債券売買取引に係る業務を除く。)</u>に係る外務行為を行うことができる者をいう。 7 (省 略) 第 3 章 外務員の登録手続き、処分等 (登録手数料の納付) 第 16 条 協会員は、第 7 条第 1 項の規定により、外務員の登録を受けようとするときは、「証券会社に関する内閣府令」第 59 条<u>又は「金融機関の証券業務に関する内閣府令」第 44 条</u>に定める登録手数料を本協会に納めなければならない。

新	旧
第 4 章 外務員の研修 <u>(特別会員の外務員資格更新研修)</u> <u>第 18 条の 2 特別会員 (証券仲介業務を行う特別会員に限る。以下この条において同じ。)</u> <u>は、現に外務員の登録を受けている者 (次項及び第 19 条において「登録外務員」という。)</u> <u>で証券仲介業務に従事する者について、その登録を受けた日 (この条において「外務員登録日」という。)</u> <u>を基準として 5 年目ごとの日の属する月の初日から 1 年以内に、資格更新研修を受講させなければならない。ただし、細則に定める者については、資格更新研修を受講し修了したものとみなす。</u> <u>2 特別会員は、登録外務員について、新たに証券仲介業務に従事させたときは、当該従事させた日後 180 日以内に、資格更新研修を受講させなければならない。ただし、細則に定める者については、資格更新研修を受講し修了したものとみなす。</u> <u>3 本協会は、第 1 項又は第 2 項に定める期間内に資格更新研修を修了しなかった者について、当該期間の最終日 (この条において「受講義務期限」という。) の翌日よりその外務員資格 (第 4 条第 1 号から第 3 号までに規定する外務員資格をいう。以下この条において同じ。) の効力を停止し、その所属する特別会員に対しその旨を通知する。</u> <u>4 特別会員は、前項の規定により外務員資格の効力を停止された者について、その外務員資格の効力の停止が解除されるまでの間は、外務行為を行わせてはならない。</u> <u>5 特別会員は、受講義務期限までに資格更新研修を修了しなかった者について、その翌日より 180 日までの間 (この条において「猶予期間」という。) に、資格更新研修を受講させることができる。</u>	第 4 章 外務員の研修 (新 設)

新	旧
<u>6 本協会は、前項の規定により資格更新研修を修了した者について、その修了日より外務員資格の効力の停止を解除し、その所属する特別会員に対しその旨を通知する。</u> <u>7 本協会は、猶予期間に資格更新研修を修了しなかった者について、外務員資格を取り消し、その所属する特別会員に対しその旨を通知する。</u> <u>8 特別会員は、証券仲介業務に従事する登録外務員について、当該外務員の氏名及び証券仲介業務の従事日その他の事項を本協会が別に定めるところにより本協会に届け出なければならない。</u> (特別会員の外務員再研修) 第 19 条 特別会員は、<u>登録外務員（前条に該当する者を除く。）</u>について、<u>外務員資格取得後 3 年目の年ごとに本協会が指定する営業員再研修（以下「再研修」という。）</u>を受講させなければならない。ただし、<u>次の各号に掲げる者を除く。</u> (削 る) 1 <u>証取法第 65 条第 2 項第 1 号に掲げる業務（国債証券等の有価証券先物取引及び選択権付債券売買取引に係る業務を除く。）又は同項第 2 号から第 4 号に掲げる有価証券の私募の取扱い業務に専従する者</u> 2 <u>再研修を受講させなければならないこととなる年及びその年前 2 年以内に再研修を受講した者又は試験規則第 12 条各号に定める資格試験に合格した者</u> 2 特別会員は、<u>その役員又は従業員（前条及び前項に該当する者を除く。）</u>について、<u>次の各号のいずれかに該当することとなったときは、遅滞なく、当該者に再研修を受講させなければならない。</u>	(再研修の受講) 第 19 条 特別会員は、<u>第 4 条に規定する外務員資格を有する者</u>について、その資格取得後 3 年目の年ごとに<u>本協会の営業員再研修（以下「再研修」という。）</u>を受講させなければならない。ただし、<u>次に掲げる者については、この限りでない。</u> 1 <u>外務員登録を受けていない者</u> 2 <u>特別会員一種外務員、特別会員二種外務員又は特別会員四種外務員の登録を受けている者のうち、国債証券等の有価証券先物取引又は証取法第 65 条第 2 項第 4 号、第 6 号若しくは第 7 号に掲げる業務に係る外務行為に従事していない者</u> 3 <u>再研修を受講させなければならないこととなる年及びその年前 2 年以内に再研修又は指定研修を受講した者</u> 2 特別会員は、<u>前項第 1 号に規定する者について外務員登録を受けるとき及び前項第 2 号に規定する者に国債証券等の有価証券先物取引又は証取法第 65 条第 2 項第 4 号、第 6 号若しくは第 7 号に掲げる業務に係る外</u>

新	旧
<u>1 外務員登録を受けるとき</u> <u>2 前項第1号に規定する者に同号に掲げる業務以外の業務に係る外務行為を行わせるとき</u> (社内研修の受講) 第20条 <u>協会員(特別会員にあっては、証券仲介業務を行う特別会員に限る。)</u>は、外務員の登録を受けている者<u>(特別会員にあっては、外務員の登録を受けている者で証券仲介業務に従事する者に限る。)</u>について、資格更新研修とは別に、毎年、外務員の資質の向上のための社内研修を受講させなければならない。 付 則 この改正は、平成16年12月1日から施行する。ただし、第18条の2及び第20条の改正規定は、平成17年6月1日から施行する。	<u>務行為を行わせるときは、遅滞なく、再研修又は指定研修を受講させなければならない。</u> (社内研修の受講) 第20条 <u>会員</u>は、外務員の登録を受けている者について、<u>第18条に規定する資格更新研修</u>とは別に、毎年、外務員の資質の向上のための社内研修を受講させなければならない。

別紙 9

「『協会の外務員の資格、登録等に関する規則』に関する細則」の一部改正について

平成 16 年 11 月 26 日

(下線部分変更)

新	旧
(二種外務員の信用取引に係る外務行為) 第 2 条 規則第 2 条第 4 号に規定する細則で定めるものは、信用取引（発行日取引を含む。）に係るもので、所属<u>協会員</u>の一種外務員又は信用取引外務員が同行（営業所又は事務所内においては、一種外務員又は信用取引外務員が二種外務員の営業活動について確認した場合を含む。）して注文を受託するものとする。 (資格更新研修の特例) 第 9 条 規則第 18 条第 1 項ただし書若しくは第 2 項ただし書又は第 18 条の 2 第 1 項ただし書若しくは第 2 項ただし書に規定する細則に定める者は、次の各号に掲げる者とする。 1・2 （ 現 行 ど お り ） 3 <u>会員代表者若しくは特別会員代表者又はこれらの者に準ずる者として本協会が適当と認める者であって、本協会が指定する期間内に指定研修を修了した者</u> 4 （ 現 行 ど お り ） 付 則 この改正は、平成 16 年 12 月 1 日から施行する。ただし、第 9 条の改正規定は、平成 17 年 6 月 1 日から施行する。	(二種外務員の信用取引に係る外務行為) 第 2 条 規則第 2 条第 4 号に規定する細則で定めるものは、信用取引（発行日取引を含む。）に係るもので、所属<u>会員</u>の一種外務員又は信用取引外務員が同行（営業所内においては、一種外務員又は信用取引外務員が二種外務員の営業活動について確認した場合を含む。）して注文を受託するものとする。 (資格更新研修の特例) 第 9 条 規則第 18 条第 1 項ただし書又は第 2 項ただし書に規定する細則に定める者は、次の各号に掲げる者とする。 1・2 （ 省 略 ） 3 <u>会員代表者又は会員代表者に準ずる者として本協会が適当と認める者であって、本協会が指定する期間内に指定研修を修了した者</u> 4 （ 省 略 ）

新

誓 約 書

平成 年 月 日

(外 務 員) 氏 名 _____ 印

生 年 月 日 _____

(登録申請者) 所 在 地 _____

商 号 _____

代表者氏名 _____ 印

外務員

が下記に該当しないことを誓約します。

記

1. 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に扱われている者
2. 破産者で復権を得ないもの又は外国の法令上これらと同様に扱われている者
3. 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
4. 証券会社が証券取引法（以下「証取法」という。）第56条第1項若しくは証取法第56条の2第3項の規定により証取法第28条の登録を取り消された場合、証券仲介業者が証取法第66条の18第1項の規定により証取法第66条の2の登録を取り消された場合、外国証券会社が外国証券業者に關する法律（以下「外証法」という。）第24条第1項若しくは外証法第25条において準用する証取法第56条の2第3項の規定により外証法第3条第1項の登録を取り消された場合若しくは許可外国証券業者（外証法第2条第2号の2に規定する許可外国証券業者をいう。以下同じ。）が外証法第24条第4項において準用する外証法第24条第1項の規定により外証法第13条の2第1項の許可を取り消された場合又は証取法若しくは外証法に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の登録若しくは許可（当該登録又は許可に類する認可その他の行政処分を含む。以下同じ。）を取り消された場合において、その取消しの日前30日以内にその法人の取締役若しくは執行役若しくはこれらに準ずる者又は国内における代表者（外証法第2条第9号に規定する国内における代表者をいう。以下同じ。）であった者（証取法又は外証法に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている当該登録又は許可を取り消された個人を含む。）でその取消しの日から5年を経過しない者
5. 証券仲介業者が証取法第66条の18第1項の規定により証取法第66条の2の登録を取り消された場合又は証取法に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の登録（当該登録に類する許可その他の行政処分を含む。）を取り消された場合において、その取消しの日から5年を経過しない者
6. 証取法第56条第2項若しくは証取法第66条の18第2項の規定により解任を命ぜられた取締役若しくは執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずる者、外証法第24条第2項（外証法第24条第4項において準用する場合を含む。）の規定により解任を命ぜられた国内における代表者若しくは解職を命ぜられた役員又は証取法若しくは外証法に相当する外国の法令の規定により当該外国において解任を命ぜられた取締役若しくは執行役若しくは監査役（これらに類する役職にある者を含む。）でその処分を受けた日から5年を経過しない者
7. 証取法、外証法、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律、投資信託及び投資法人に関する法律、金融先物取引法、商品取引所法、商品投資に係る事業の規制に関する法律、特定債権等に係る事業の規制に関する法律、貸金業の規制等に関する法律若しくは、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の規定若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定（同法第31条第7項の規定を除く。）若しくはこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
8. 証取法第64条の5第1項（第65条の2第5項及び第66条の23において準用する場合を含む。）の規定により外務員の登録を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者
9. 証券会社、外国証券会社、登録金融機関又は証券仲介業者に所属する外務員として現に登録されている者
10. 証取法第66条の2の規定により証券仲介業者として現に登録されている者

以 上

誓 約 書

平成 年 月 日

(外 務 員) 氏 名 _____ 印

生 年 月 日 _____

(登録申請者) 所 在 地 _____

商 号 _____

代表者氏名 _____ 印

外務員

が下記に該当しないことを誓約します。

記

1. 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に扱われている者
2. 破産者で復権を得ないもの又は外国の法令上これらと同様に扱われている者
3. 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
4. 証券会社が証券取引法（以下「証取法」という。）第56条第1項若しくは証取法第56条の2第3項の規定により証取法第28条の登録を取り消された場合、証券仲介業者が証取法第66条の18第1項の規定により証取法第66条の2の登録を取り消された場合、外国証券会社が外国証券業者に關する法律（以下「外証法」という。）第24条第1項若しくは外証法第25条において準用する証取法第56条の2第3項の規定により外証法第3条第1項の登録を取り消された場合若しくは許可外国証券業者（外証法第2条第2号の2に規定する許可外国証券業者をいう。以下同じ。）が外証法第24条第4項において準用する外証法第24条第1項の規定により外証法第13条の2第1項の許可を取り消された場合又は証取法若しくは外証法に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の登録若しくは許可（当該登録又は許可に類する認可その他の行政処分を含む。以下同じ。）を取り消された場合において、その取消しの日前30日以内にその法人の取締役若しくは執行役若しくはこれらに準ずる者又は国内における代表者（外証法第2条第9号に規定する国内における代表者をいう。以下同じ。）であった者（証取法又は外証法に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている当該登録又は許可を取り消された個人を含む。）でその取消しの日から5年を経過しない者
5. 証券仲介業者が証取法第66条の18第1項の規定により証取法第66条の2の登録を取り消された場合又は証取法に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の登録（当該登録に類する許可その他の行政処分を含む。）を取り消された場合において、その取消しの日から5年を経過しない者
6. 証取法第56条第2項若しくは証取法第66条の18第2項の規定により解任を命ぜられた取締役若しくは執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずる者、外証法第24条第2項（外証法第24条第4項において準用する場合を含む。）の規定により解任を命ぜられた国内における代表者若しくは解職を命ぜられた役員又は証取法若しくは外証法に相当する外国の法令の規定により当該外国において解任を命ぜられた取締役若しくは執行役若しくは監査役（これらに類する役職にある者を含む。）でその処分を受けた日から5年を経過しない者
7. 証取法、外証法、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律、投資信託及び投資法人に関する法律、金融先物取引法、商品取引所法、商品投資に係る事業の規制に関する法律、特定債権等に係る事業の規制に関する法律、貸金業の規制等に関する法律若しくは、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の規定若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定（同法第31条第7項の規定を除く。）若しくはこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
8. 証取法第64条の5第1項の規定により外務員の登録を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者
9. 証券会社、外国証券会社、登録金融機関又は証券仲介業者に所属する外務員として現に登録されている者
10. 証取法第66条の2の規定により証券仲介業者として現に登録されている者

以 上

別紙 10

「協会の内部管理責任者等に関する規則」(公正慣習規則第 13 号) の一部改正について

平成 16 年 11 月 26 日

(下線部分変更)

新	旧
(内部管理統括補助責任者の資格要件及び責務) 第 6 条 (現行どおり) 2 (現行どおり) 3 特別会員の内部管理統括責任者は、第 1 項の内部管理統括補助責任者について、試験規則による特別会員内部管理責任者資格試験又は会員内部管理責任者資格試験の合格者でなければ、その職務を行わせてはならない。<u>ただし、証券仲介業務の内部管理を担当する内部管理統括補助責任者については、会員内部管理責任者資格試験の合格者でなければならない。</u> 4 (現行どおり) (内部管理部门の責任者等の資格取得) 第 6 条の 2 協会員は、細則に定める内部管理部门に所属する責任者(課長職以上の管理職者をいう。)について、第 12 条に規定する内部管理責任者資格を取得させなければならない。 2 協会員は、内部管理業務に従事する従業員(前項に規定する責任者を除く。)について、第 12 条に規定する内部管理責任者資格を取得させるよう努めるものとする。 (営業責任者の資格要件) 第 9 条 (現行どおり)	(内部管理統括補助責任者の資格要件及び責務) 第 6 条 (省 略) 2 (省 略) 3 特別会員の内部管理統括責任者は、第 1 項の内部管理統括補助責任者について、試験規則による特別会員内部管理責任者資格試験又は会員内部管理責任者資格試験の合格者でなければ、その職務を行わせてはならない。 4 (省 略) (同 左) (同 左) (営業責任者の資格要件) 第 9 条 (省 略)

新	旧
2 特別会員は、試験規則による特別会員営業責任者資格試験若しくは特別会員内部管理責任者資格試験又は会員営業責任者資格試験若しくは会員内部管理責任者資格試験の合格者でなければ、営業責任者に任命してはならない。<u>ただし、証券仲介業務を行う営業単位の営業責任者については、会員営業責任者資格試験又は会員内部管理責任者資格試験の合格者でなければならない。</u> 3 （ 現行どおり ） （ 内部管理責任者の資格要件 ） 第 12 条 （ 現行どおり ） 2 特別会員は、試験規則による特別会員内部管理責任者資格試験又は会員内部管理責任者資格試験の合格者でなければ、内部管理責任者に任命してはならない。<u>ただし、証券仲介業務を行う営業単位の内部管理責任者については、会員内部管理責任者資格試験の合格者でなければならない。</u> （ <u>新規加入協会員の営業責任者及び内部管理責任者の配置に関する特例</u> ） <u>第 16 条 本協会に新たに加える協会員にあつては、本協会加入の日から 6 月間に任命する営業責任者又は内部管理責任者については、第 9 条又は第 12 条の規定にかかわらず、次の各号に定めるところにより、当該者を当該任命をした日から 6 月間、営業責任者又は内部管理責任者に配置することができる。</u> 1 会 員 <u>試験規則第 12 条第 1 号から第 3 号に掲げるいずれかの外務員資格試験の合格者</u>	2 特別会員は、試験規則による特別会員営業責任者資格試験若しくは特別会員内部管理責任者資格試験又は会員営業責任者資格試験若しくは会員内部管理責任者資格試験の合格者でなければ、営業責任者に任命してはならない。 3 （ 省 略 ） （ 内部管理責任者の資格要件 ） 第 12 条 （ 省 略 ） 2 特別会員は、試験規則による特別会員内部管理責任者資格試験又は会員内部管理責任者資格試験の合格者でなければ、内部管理責任者に任命してはならない。 （ 新 設 ） <u>平成 6 年 2 月 16 日付改正規則付則第 7 項及び第 8 項</u>

新	旧
<u>2 特別会員 試験規則第 12 条第 1 号から第 3 号まで、第 6 号から第 8 号までに掲げるいずれかの外務員資格試験の合格者</u> (細則への委任) <u>第 17 条</u> (現行どおり) 付 則 1 この改正は、平成 16 年 12 月 1 日から施行する。 2 特別会員の内部管理統括責任者が平成 16 年 12 月 1 日から同 17 年 5 月 31 日までの間に任命する証券仲介業務の内部管理を担当する内部管理統括補助責任者については、第 6 条第 3 項ただし書の規定にかかわらず、次の第 1 号から第 3 号の全ての要件に該当する者に限り、当該任命をした日から 6 月間、当該内部管理統括補助責任者にその職務を分担し行わせることができる。 1 一種外務員、信用取引外務員又は二種外務員の資格を有する者 2 試験規則による特別会員内部管理責任者資格試験の合格者 3 本協会が指定する研修の受講修了者 3 特別会員は、平成 16 年 12 月 1 日から同 17 年 5 月 31 日までの間に内部管理部门の証券仲介業務を担当させる責任者 (課長職以上の管理職者をいう。) については、第 6 条の 2 第 1 項及び第 12 条第 2 項の規定にかかわらず、この付則前項各号の全ての要件に該当する者に限り、当該担当をさせた日から 6 月	(細則への委任) <u>第 16 条</u> (省 略)

別紙 11

「『協会の内部管理責任者等に関する規則』の細則」の一部改正について

平成 16 年 11 月 26 日

(下線部分変更)

新	旧
(内部管理部門等の範囲) 第 3 条 規則第 6 条第 1 項及び第 6 条の 2 第 1 項に規定する内部管理部門は、監査（検査）営業審査、売買審査の業務を担当する部、室又は課（本店に準ずる組織機構を有する<u>営業所</u>に設けられている監査（検査）営業審査、売買審査の業務を担当する部、室又は課）とする。 (営業単位の範囲) 第 4 条 規則第 8 条に規定する営業単位は、次の各号に掲げる協会の区分に従い、当該各号に定める営業部店とする。 1 会 員 イ 営業部、法人部、国際部、<u>営業所</u>等の独立した営業部門 ロ・ハ（現行どおり） ニ 本店に準ずる組織機構を有している<u>営業所</u>におけるイ、ロ又はハに規定する部門 2 特別会員 イ 公共債の窓口販売業務を統括する部、室、課又は<u>営業所</u>（事務所を含む。以下この号及び第 7 条の特別会員への適用において同じ。） ロ 投資信託の窓口販売業務又は証券仲介業務を行う独立した部、室、課又は<u>営業所</u> ただし、特別会員が部、室、課又は<u>営業所</u>の長に代えて当該部、室、課又は<u>営業所</u>の登録等証券業務を担当する部門の長に同業務に係る権限を委譲し	(内部管理部門等の範囲) 第 3 条 規則第 6 条第 1 項及び第 6 条の 2 第 1 項に規定する内部管理部門は、監査（検査）営業審査、売買審査の業務を担当する部、室又は課（本店に準ずる組織機構を有する<u>支店</u>に設けられている監査（検査）営業審査、売買審査の業務を担当する部、室又は課）とする。 (営業単位の範囲) 第 4 条 規則第 8 条に規定する営業単位は、次の各号に掲げる協会の区分に従い、当該各号に定める営業部店とする。 1 会 員 イ 営業部、法人部、国際部、<u>支店</u>等の独立した営業部門 ロ・ハ（省 略） ニ 本店に準ずる組織機構を有している<u>支店</u>におけるイ、ロ又はハに規定する部門 2 特別会員 イ 公共債の窓口販売業務を統括する部、室、課又は<u>支店</u> ロ 投資信託の窓口販売業務を行う独立した部、室、課又は<u>支店</u> ただし、特別会員が<u>支店</u>等の長に代えて当該<u>支店</u>等の登録等証券業務を担当する部門の長に同業務に係る権限を委譲している場合には、当該部門を営業単位とすることができる。

新	旧
ている場合には、当該部門を営業単位とすることができる。 ハ 上記イ及びロ以外の登録等証券業務を行う部、室、課又は<u>営業所</u>（当該登録等証券業務に関し、商品等の説明、注文の受付け、約定、管理等が主に他の部室等の役職員により行われている場合は、当該他の部室等とする。） ニ （ 現行どおり ） ホ 本店に準ずる組織機構を有している<u>営業所</u>におけるロ、ハ又はニに規定する部門 （ 特別会員の営業責任者の配置の特例 ） 第 5 条 特別会員は、営業責任者に任命しようとする者（<u>証券仲介業務を行う営業単位の営業責任者を除く。</u>）が、規則第 9 条第 2 項に規定する資格要件を満たしていない場合において、本協会が特に認めたときは、その認定の日から 1 年間に限り、当該営業単位の管理職者（同項に規定する資格要件を満たしている者に限る。）を営業責任者に任命することができる。 （ 内部管理責任者の配置の特例 ） 第 7 条 規則第 11 条ただし書に規定する内部管理統括補助責任者又は他の内部管理責任者に兼務させることができる営業単位は、次のとおりとする。 1 所属従業員数が15名未満の<u>営業所</u>であって、当該営業所の内部管理が内部管理統括補助責任者又は本店若しくは他の<u>営業所</u>の内部管理責任者によって行われる場合の当該営業所（<u>第 2 項及び第 3 項において「少人数営業所」という。</u>） 2 所属従業員数が15名未満の営業所であって、当該営業所の内部管理が本店又は当該	ハ 上記イ及びロ以外の登録等証券業務を行う部、室、課又は<u>支店</u>（当該登録等証券業務に関し、商品等の説明、注文の受付け、約定、管理等が主に他の部室等の役職員により行われている場合は、当該他の部室等とする。） ニ （ 省 略 ） ホ 本店に準ずる組織機構を有している<u>支店</u>におけるロ、ハ又はニに規定する部門 （ 特別会員の営業責任者の配置の特例 ） 第 5 条 特別会員は、営業責任者に任命しようとする者が、規則第 9 条第 2 項に規定する資格要件を満たしていない場合において、本協会が特に認めたときは、その認定の日から 1 年間に限り、当該営業単位の管理職者（同項に規定する資格要件を満たしている者に限る。）を営業責任者に任命することができる。 （ 内部管理責任者の配置の特例 ） 第 7 条 規則第 11 条ただし書に規定する内部管理統括補助責任者又は他の内部管理責任者に兼務させることができる営業単位は、次のとおりとする。 1 所属従業員数が15名未満の<u>支店</u>（以下「<u>少人数支店</u>」という。）であって、当該<u>少人数支店</u>の内部管理が内部管理統括補助責任者又は本店若しくは他の<u>支店</u>の内部管理責任者によって行われる場合の当該<u>少人数支店</u> 2 所属従業員数が15名未満の営業所であって、当該営業所の内部管理が本店又は当該

新	旧
営業所を統括する<u>他の営業所</u>の内部管理統括補助責任者又は内部管理責任者によって行われる場合の当該営業所 3 (現行どおり) 2 協会員は、前項第 1 号の<u>少人数営業所</u>として適用を受けようとするときは、所定の届出書を提出するものとする。 3 本協会は、第 1 項第 1 号の適用に当たっては、次の基準により行うものとする。 1 本店又は他の<u>営業所</u>の所在地と当該少人数<u>営業所</u>の所在地との間が 1 日の業務時間内に往復、業務執行できる距離にあること。 2 当該少人数<u>営業所</u>及び当該少人数<u>営業所</u>の内部管理責任者を兼務しようとする者が所属する営業単位の法令、協会規則の遵守状況が良好であること。 3 (現行どおり) 付 則 この改正は、平成 16 年 12 月 1 日から施行する。	営業所を統括する<u>支店</u>の内部管理統括補助責任者又は内部管理責任者によって行われる場合の当該営業所 3 (省 略) 2 協会員は、前項第 1 号の<u>支店</u>として適用を受けようとするときは、所定の届出書を提出するものとする。 3 本協会は、第 1 項第 1 号の適用に当たっては、次の基準により行うものとする。 1 本店又は他の<u>支店</u>の所在地と当該少人数<u>支店</u>の所在地との間が 1 日の業務時間内に往復、業務執行できる距離にあること。 2 当該少人数<u>支店</u>及び当該少人数<u>支店</u>の内部管理責任者を兼務しようとする者が所属する営業単位の法令、協会規則の遵守状況が良好であること。 3 (省 略)

「証券外務員等資格試験規則」の一部改正について

平成 16 年 11 月 26 日

(下線部分変更)

新	旧
(受験資格) 第 13 条 協会員が、試験を受けさせることのできる者は、次に掲げる者とする。 1 一種外務員資格試験 イ 会員の<u>使用人</u>(<u>出向により受け入れた者</u>を含み、国内に所在する本店その他の営業所に勤務する者をいう。以下同じ。) 又はその会員が<u>使用人</u>として採用しようとする者のうち「協会員の外務員の資格、登録等に関する規則」(以下「外務員規則」という。)第 4 条第 3 号に規定する二種外務員の資格(以下「二種外務員の資格」という。)を有する者 ロ 会員の事業活動の支配を主たる目的とする会社(以下「会員支配会社」という。)の使用人(<u>労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律に規定する派遣労働者</u>(以下「派遣労働者」という。))<u>を除き、国内の事務所に勤務する者に限る。</u>以下同じ。)又はその会員支配会社が使用人として採用しようとする者のうち二種外務員の資格を有する者 ハ 会員の証券業務に関連する業務を行っている関連会社(関連会社の使用人が会員の<u>使用人</u>になることが見込まれる場合の当該関連会社のうち、本協会が認めた会社に限る。以下「会員の関連会社」という。)の使用人(<u>派遣労働者を除く。</u>)のうち二種外務員の資格を有する者	(受験資格) 第 13 条 協会員が、試験を受けさせることのできる者は、次に掲げる者とする。 1 一種外務員資格試験 イ 会員の<u>従業員</u>(<u>会員の使用人</u>(<u>出向により受け入れた者を含む。以下同じ</u>))で国内に所在する本店その他の営業所に勤務する者をいう。以下同じ。)又はその会員が<u>従業員</u>として採用しようとする者のうち「協会員の外務員の資格、登録等に関する規則」(以下「外務員規則」という。)第 4 条第 3 号に規定する二種外務員の資格(以下「二種外務員の資格」という。)を有する者 ロ 会員の事業活動の支配を主たる目的とする会社(以下「会員支配会社」という。)の使用人(国内の事務所に勤務する者に限る。以下同じ。)又はその会員支配会社が使用人として採用しようとする者のうち二種外務員の資格を有する者 ハ 会員の証券業務に関連する業務を行っている関連会社(関連会社の使用人が会員の<u>従業員</u>になることが見込まれる場合の当該関連会社のうち、本協会が認めた会社に限る。以下「会員の関連会社」という。)の使用人(<u>労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律に規定する派遣労働者</u>(以下「派遣労働者」とい

新	旧
二 特別会員の<u>使用人</u>（<u>出向により受け入れた者</u>を含み、国内に所在する本店その他の営業所又は事務所に勤務する者をいう。以下同じ。）又はその特別会員が<u>使用人</u>として採用しようとする者のうち二種外務員の資格を有する者 ホ 特別会員の事業活動の支配を主たる目的とする会社（以下「特別会員支配会社」という。）の<u>使用人</u>（<u>派遣労働者を除き、国内の事務所に勤務する者に限る。以下同じ。</u>）又はその特別会員支配会社が使用人として採用しようとする者のうち二種外務員の資格を有する者 ヘ 特別会員の登録等証券業務に関連する業務を行っている関連会社（関連会社の使用人が特別会員の<u>使用人</u>になることが見込まれる場合の当該関連会社のうち、本協会が認めた会社に限る。以下「特別会員の関連会社」という。）の使用人（派遣労働者を除く。）のうち二種外務員の資格を有する者 ト 証券仲介業者（証券仲介業の登録を受ける前の者であって、証券仲介業に係る業務の委託契約を締結した者を含む。第2号及び第3号並びに第21条第1項及び第2項において同じ。）若しくはその使用人（<u>出向により受け入れた者を含む。以下同じ。</u>）又は証券仲介業者が使用人として採用しようとする者のうち二種外務員の資格を有する者 2 信用取引外務員資格試験 イ 会員の<u>使用人</u>又はその会員が<u>使用人</u>	<u>う。）を除く。）</u>のうち二種外務員の資格を有する者 二 特別会員の<u>従業員</u>（特別会員の使用人で国内に所在する本店その他の営業所又は事務所において当該特別会員の<u>証取法第 65 条の 2 第 1 項の登録及び同条第 3 項の認可に係る業務</u>（本号において「<u>登録等証券業務</u>」という。）に従事する者をいう。以下同じ。）又はその特別会員が<u>従業員</u>として採用しようとする者のうち二種外務員の資格を有する者 ホ 特別会員の事業活動の支配を主たる目的とする会社（以下「特別会員支配会社」という。）の使用人又はその特別会員支配会社が使用人として採用しようとする者のうち二種外務員の資格を有する者 ヘ 特別会員の登録等証券業務に関連する業務を行っている関連会社（関連会社の使用人が特別会員の<u>従業員</u>になることが見込まれる場合の当該関連会社のうち、本協会が認めた会社に限る。以下「特別会員の関連会社」という。）の使用人（派遣労働者を除く。）のうち二種外務員の資格を有する者 ト 証券仲介業者（証券仲介業の登録を受ける前の者であって、証券仲介業に係る業務の委託契約を締結した者を含む。第2号及び第3号並びに第21条第1項及び第2項において同じ。）若しくはその使用人又は証券仲介業者が使用人として採用しようとする者のうち二種外務員の資格を有する者 2 信用取引外務員資格試験 イ 会員の<u>従業員</u>又はその会員が<u>従業員</u>

新	旧
として採用しようとする者のうち二種外務員の資格を有する者 ロ～ハ（現行どおり） ニ 特別会員の<u>使用人</u>又はその特別会員が<u>使用人</u>として採用しようとする者のうち二種外務員の資格を有する者 ホ～ト（現行どおり） 3 二種外務員資格試験 イ 会員の<u>使用人</u>又はその会員が<u>使用人</u>として採用しようとする者 ロ～ハ（現行どおり） ニ 特別会員の<u>使用人</u>又はその特別会員が<u>使用人</u>として採用しようとする者 ホ～ト（現行どおり） 4 会員営業責任者資格試験 イ 会員の役員 ロ 会員の<u>使用人</u>（派遣労働者を除く。）のうち外務員規則第4条第1号に規定する一種外務員の資格（以下「一種外務員の資格」という。）を有する管理職者 ハ 特別会員の役員 ニ 特別会員の<u>使用人</u>（派遣労働者を除く。）のうち一種外務員の資格を有する管理職者 ホ 証券仲介業者（証券仲介業の登録を受けた者に限る。）又はその役員若しくは使用人（派遣労働者を除く。）であって一種外務員の資格を有する管理職者 5 会員内部管理責任者資格試験 イ（現行どおり） ロ 会員の<u>使用人</u>（派遣労働者を除く。）のうち一種外務員の資格を有する者 ハ 特別会員の役員 ニ 特別会員の<u>使用人</u>（派遣労働者を除く。）のうち一種外務員の資格を有する者 ホ 証券仲介業者（証券仲介業の登録を受けた者に限る。）又はその役員若しくは使	として採用しようとする者のうち二種外務員の資格を有する者 ロ～ハ（省略） ニ 特別会員の<u>従業員</u>又はその特別会員が<u>従業員</u>として採用しようとする者のうち二種外務員の資格を有する者 ホ～ト（省略） 3 二種外務員資格試験 イ 会員の<u>従業員</u>又はその会員が<u>従業員</u>として採用しようとする者 ロ～ハ（省略） ニ 特別会員の<u>従業員</u>又はその特別会員が<u>従業員</u>として採用しようとする者 ホ～ト（省略） 4 会員営業責任者資格試験 イ 会員の役員 ロ 会員の<u>従業員</u>（派遣労働者を除く。）のうち外務員規則第4条第1号に規定する一種外務員の資格（以下「一種外務員の資格」という。）を有する管理職者 （新設） （新設） ハ 証券仲介業者（証券仲介業の登録を受けた者に限る。）又はその役員若しくは使用人（派遣労働者を除く。）であって一種外務員の資格を有する管理職者 5 会員内部管理責任者資格試験 イ（省略） ロ 会員の<u>従業員</u>（派遣労働者を除く。）のうち一種外務員の資格を有する者 （新設） （新設） ハ 証券仲介業者（証券仲介業の登録を受

新	旧
用人（派遣労働者を除く。）であって一種外務員の資格を有する者 6 特別会員一種外務員資格試験 イ 特別会員の<u>使用人</u>又はその特別会員が<u>使用人</u>として採用しようとする者のうち外務員規則第4条第5号に規定する特別会員二種外務員の資格（以下「特別会員二種外務員の資格」という。）を有する者 ロ～ハ（現行どおり） 7 特別会員二種外務員資格試験 イ 特別会員の<u>使用人</u>又はその特別会員が<u>使用人</u>として採用しようとする者 ロ～ハ（現行どおり） 8～10（現行どおり） 2 前項の規定により、協会員が<u>使用人</u>として採用しようとする者（会員支配会社若しくは特別会員支配会社が使用人として採用しようとする者又は特別会員の代理を行う者になろうとする者のうち当該特別会員が特定証券業務に従事させようとする者を含む。以下第17条において同じ。）に受けさせることができる試験は、協会員が<u>使用人</u>として採用しようとする日（会員支配会社若しくは特別会員支配会社が使用人として採用しようとする日又は特別会員の代理を行う者になろうとする者を当該特別会員が特定証券業務に従事させようとする日を含む。）前90日以内に実施されるものに限るものとする。 （試験の停止及び合格の取消し等） 第17条 委員会は、不正の手段により試験を受け又は受けようとした者に対しては、その試験を停止し又は合格の決定を取り消すことができる。 2（現行どおり） 3 協会員は、第13条第2項の規定により、	けた者に限る。）又はその役員若しくは使用人（派遣労働者を除く。）であって一種外務員の資格を有する者 6 特別会員一種外務員資格試験 イ 特別会員の<u>従業員</u>又はその特別会員が<u>従業員</u>として採用しようとする者のうち外務員規則第4条第5号に規定する特別会員二種外務員の資格（以下「特別会員二種外務員の資格」という。）を有する者 ロ～ハ（省略） 7 特別会員二種外務員資格試験 イ 特別会員の<u>従業員</u>又はその特別会員が<u>従業員</u>として採用しようとする者 ロ～ハ（省略） 8～10（省略） 2 前項の規定により、協会員が<u>従業員</u>として採用しようとする者（会員支配会社若しくは特別会員支配会社が使用人として採用しようとする者又は特別会員の代理を行う者になろうとする者のうち当該特別会員が特定証券業務に従事させようとする者を含む。以下第17条において同じ。）に受けさせることができる試験は、協会員が<u>従業員</u>として採用しようとする日（会員支配会社若しくは特別会員支配会社が使用人として採用しようとする日又は特別会員の代理を行う者になろうとする者を当該特別会員が特定証券業務に従事させようとする日を含む。）前90日以内に実施されるものに限るものとする。 （試験の停止及び合格の取消し等） 第17条 委員会は、不正の手段により試験を受け又は受けようとした者に対しては、その試験を停止し又は合格の決定を取り消すことができる。 2（省略）

新	旧
協会員が<u>使用人</u>として採用しようとする者に試験を受けさせたにもかかわらず、当該試験に合格した者を採用しないこととなった場合（特別会員の代理を行う者になろうとする者については、当該特別会員が特定証券業務に従事させないこととなった場合をいう。）には、別に定める様式により、直ちに本協会に届け出なければならない。 4 （ 現 行 ど お り ） （受験の特例） 第 20 条 本協会は、本協会に加入しようとする者が、所定の様式により証券外務員資格試験の受験の申出を行い、かつ、本協会が認めた場合に限り、第 13 条各号の規定にかかわらず、その<u>使用人</u>又は<u>使用人</u>として採用しようとする者に第 12 条に定める証券外務員資格試験を受験させることとする。 ただし、当該加入しようとする者が本協会への加入を取り止め、若しくは本協会への加入の承認が得られなかった場合、又は当該加入しようとする者が本協会へ加入する日前に、その<u>使用人</u>が退職した場合、若しくは<u>使用人</u>として採用しようとする者を採用しないこととなった場合には、その受験の申出が行われなかったものとして取り扱うこととする。 付 則 この改正は、平成 16 年 12 月 1 日から施行する。	3 協会員は、第 13 条第 2 項の規定により、協会員が<u>従業員</u>として採用しようとする者に試験を受けさせたにもかかわらず、当該試験に合格した者を採用しないこととなった場合（特別会員の代理を行う者になろうとする者については、当該特別会員が特定証券業務に従事させないこととなった場合をいう。）には、別に定める様式により、直ちに本協会に届け出なければならない。 4 （ 省 略 ） （受験の特例） 第 20 条 本協会は、本協会に加入しようとする者が、所定の様式により証券外務員資格試験の受験の申出を行い、かつ、本協会が認めた場合に限り、第 13 条各号の規定にかかわらず、その<u>従業員</u>又は<u>従業員</u>として採用しようとする者に第 12 条に定める証券外務員資格試験を受験させることとする。 ただし、当該加入しようとする者が本協会への加入を取り止め、若しくは本協会への加入の承認が得られなかった場合、又は当該加入しようとする者が本協会へ加入する日前に、その<u>従業員</u>が退職した場合、若しくは<u>従業員</u>として採用しようとする者を採用しないこととなった場合には、その受験の申出が行われなかったものとして取り扱うこととする。

「証券従業員に関する規則」(公正慣習規則第8号)の一部改正について

平成 16 年 11 月 26 日

(下線部分変更)

新	旧
第3章 服務基準 (禁止行為) 第9条 協会員は、いかなる名義を用いているかを問わず、他の協会員の従業員から、当該従業員が当該他の協会員の従業員であることを知りながら、当該従業員若しくは当該従業員の取次ぎに係る有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等若しくは有価証券店頭デリバティブ取引等(以下「有価証券の売買その他の取引等」という。他の協会員が特別会員である場合は、当該特別会員の登録等証券業務に係る取引に限る。)の注文を受けてはならない。ただし、当該他の協会員の書面による承諾を受けたとき及び当該従業員に係る取引が国債証券又は投資信託若しくは外国投資信託の受益証券の取引である場合並びに他の協会員の従業員が特別会員の従業員であって当該取引が証取法第 65 条第 2 項第 3 号及び第 4 号に掲げる有価証券の取引である場合は、この限りでない。 2 協会員は、いかなる名義を用いているかを問わず、自己の従業員から、又は他の会員若しくは特別会員の従業員(特別会員の従業員にあつては、証券仲介業務、先物取次業務及び有価証券店頭デリバティブ取引等に従事する者に限る。本項において同じ。)から当該従業員が当該他の会員又は特別会員の従業員であることを知りながら、信用取引又は有価証券先物取引(外国有価証券市場における有価証券先物取引と類似の取引を含む。第	第3章 服務基準 (禁止行為) 第9条 協会員は、いかなる名義を用いているかを問わず、他の協会員の従業員から、当該従業員が当該他の協会員の従業員であることを知りながら、当該従業員若しくは当該従業員の取次ぎに係る有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等若しくは有価証券店頭デリバティブ取引等(以下「有価証券の売買その他の取引等」という。他の協会員が特別会員である場合は、当該特別会員の登録等証券業務に係る取引に限る。)の注文を受けてはならない。ただし、当該他の協会員の書面による承諾を受けたとき及び当該従業員に係る取引が国債証券、投資信託又は外国投資信託の受益証券の取引である場合は、この限りでない。 2 協会員は、いかなる名義を用いているかを問わず、自己の従業員から、又は他の会員若しくは特別会員(先物取次業務及び有価証券店頭デリバティブ取引等を行う特別会員に限る。本項において同じ。)の従業員から当該従業員が当該他の会員又は特別会員の従業員であることを知りながら、信用取引又は有価証券先物取引(外国有価証券市場における有価証券先物取引と類似の取引を含む。第 3 項第 7 号において同じ。)有価証券指数等

新	旧
3 項第 7 号において同じ。) 有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引若しくは有価証券店頭デリバティブ取引の注文を受けてはならない。 3 (現行どおり) 1～3 (現行どおり) 4 <u>削 除</u> 5 いかなる名義を用いているかを問わず、所属協会員の書面による承諾を受けないで、他の協会員に当該従業員又は当該従業員の取次ぎに係る有価証券の売買その他の取引等の注文を出すこと。ただし、当該従業員に係る取引が国債証券又は投資信託若	先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引若しくは有価証券店頭デリバティブ取引の注文を受けてはならない。<u>この場合において、協会員が他の特別会員の従業員から注文を受けてはならない取引は、国債証券等の有価証券先物取引及び証取法第 65 条第 2 項第 6 号及び第 7 号に掲げる取引に限るものとする。</u> (金融機関の証券業務に関する内閣府令第 21 条第 1 項第 4 号 ・ ・ ・ 又は専ら投機的利益の追求を目的として有価証券の売買その他の取引等をする行為 (当該登録金融機関が法第 65 条第 2 項第 3 号に掲げる有価証券に係る同号八に掲げる行為及び同項第 4 号に掲げる有価証券に係る同号ロに掲げる行為を行わない場合は、同項第 3 号及び第 4 号に掲げる有価証券に係る有価証券の売買その他の取引等をする行為を除く。) 3 (省 略) 1～3 (省 略) 4 <u>顧客の同意を得ずに、当該顧客の計算により有価証券の売買その他の取引等を行うこと。</u> (証券会社の行為規制等に関する内閣府令第 4 条第 16 号 あらかじめ顧客の同意を得ずに、当該顧客の計算により有価証券の売買その他の取引等をする行為。) 5 いかなる名義を用いているかを問わず、所属協会員の書面による承諾を受けないで、他の協会員に当該従業員又は当該従業員の取次ぎに係る有価証券の売買その他の取引等の注文を出すこと。ただし、当該従業員に係る取引が国債証券、<u>投資信託又は</u>

新	旧
<u>しくは外国投資信託の受益証券の取引である場合並びに特別会員の従業員の取引が証券法第 65 条第 2 項第 3 号及び第 4 号に掲げる有価証券の取引である場合を除く。</u> 6 いかなる名義を用いているかを問わず、他の協会の従業員から、当該従業員が当該他の協会の従業員であることを知りながら、当該従業員又は当該従業員の取次ぎに係る有価証券の売買その他の取引等の注文を受けること。ただし、当該他の協会の書面による承諾を受けたとき及び当該従業員に係る取引が国債証券又は投資信託若しくは外国投資信託の受益証券の取引である場合並びに他の協会の従業員が特別会員の従業員であって当該取引が証券法第 65 条第 2 項第 3 号及び第 4 号に掲げる有価証券の取引である場合を除く。 7 いかなる名義を用いているかを問わず、自己の計算において信用取引又は有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引若しくは有価証券店頭デリバティブ取引を行うこと（<u>特別会員にあっては、証券仲介業務、先物取次業務及び有価証券店頭デリバティブ取引を行う特別会員に限るものとし、当該特別会員のこれら業務及び取引に従事する者に限る。</u>） 8～20 （ 現行どおり ） 21 顧客に対して、融資、保証等の特別の便宜の提供を約し、登録等証券業務に係る取引又は当該取引を勧誘すること。 22 先物取次業務に係る取引について、明らかに委託証拠金の新規又は追加の差入れとなるような信用の供与を行うこと。	外国投資信託の受益証券の取引である場合を除く。 6 いかなる名義を用いているかを問わず、他の協会の従業員から、当該従業員が当該他の協会の従業員であることを知りながら、当該従業員又は当該従業員の取次ぎに係る有価証券の売買その他の取引等の注文を受けること。ただし、当該他の協会の書面による承諾を受けたとき及び当該従業員に係る取引が国債証券、投資信託又は外国投資信託の受益証券の取引である場合を除く。 7 いかなる名義を用いているかを問わず、自己の計算において信用取引又は有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引若しくは有価証券店頭デリバティブ取引を行うこと（<u>先物取次業務及び有価証券店頭デリバティブ取引を行う特別会員にあっては、国債証券等の有価証券先物取引及び証券法第 65 条第 2 項第 6 号及び第 7 号に掲げる取引に限るものとし、それ以外の特別会員にあっては、本号の適用はないものとする。</u>） 8～20 （ 省 略 ） 21 顧客に対して、融資、保証等の特別の便宜を提供することを約束して登録等証券業務に係る取引を勧誘すること。 22 登録等証券業務に係る取引について、明らかに委託証拠金の新規又は追加の差入れとなるような信用の供与を行うこと。

新	旧
23 <u>証券仲介業務に係る取引について、顧客に対して、当該顧客が会員に開設した取引口座に残高不足が生じた場合に、信用の供与を自動的にに行い、又はこれを行うことを約した証券仲介行為を行うこと。</u> 24～27 （ 現行どおり ） 付 則 この改正は、平成 16 年 12 月 1 日から施行する。ただし、第 9 条第 2 項及び同条第 3 項第 7 号の改正規定は、平成 17 年 1 月 1 日から施行する。	23 <u>登録等証券業務に係る取引について、顧客に対して、信用の供与の条件として、当該取引を強要すること。</u> （金融機関の証券業務に関する内閣府令第 27 条の 2 第 1 号 信用の供与の条件として、法第 65 条第 2 項の取引をする行為又は当該取引を勧誘する行為） （事務ガイドライン 5-3-1(5) 顧客が委託証券会社に開設した証券口座が残高不足となる場合に、信用の供与を自動的にに行い又は行うことを約して証券仲介行為を行わないこと。） 24～27 （ 省 略 ）

「店頭有価証券の売買その他の取引に関する規則」

(公正慣習規則第2号)の一部改正について

平成 16 年 11 月 26 日

(下線部分変更)

新	旧
(定義) 第2条 この規則における用語の定義は、「店頭売買有価証券の登録等に関する規則」(公正慣習規則第1号)第2条各号及び「店頭売買有価証券の売買その他の取引に関する規則」(公正慣習規則第1号の2。以下「売買規則」という。)第2条各号に定めるもののほか、次の各号に定めるところによる。 1 } (現行どおり) 2 } 3 } 4 グリーンシート銘柄 店頭取扱有価証券のうち、取扱会員(次号に定める会員をいう。)並びに当該取扱会員が<u>証券仲介業務の委託を行う特別会員及び証券仲介業者が投資勧誘を行うものとして本協会が指定したものをいう。</u> 5 取扱会員 店頭取扱有価証券をグリーンシート銘柄として本協会に届け出、かつ、本協会が当該店頭取扱有価証券をグリーンシート銘柄として指定した後において、当該会員が<u>証券仲介業務の委託を行う特別会員及び証券仲介業者とともに当該グリーンシート銘柄の投資勧誘を行うことができる</u>と同時に本協会の規則の定めるところにより義務を負うものとして本協会が指定した会員をいう。 (グリーンシート銘柄以外の店頭有価証券の投資勧誘の禁止) 第3条 <u>協会員</u>は、第15条及び第18条の規定による場合を除き、グリーンシート銘柄以外の店頭有価証券については、顧客に対し、投資勧誘を行ってはならない。 (信用取引の禁止) 第10条 <u>協会員</u>は、店頭有価証券については信用取引(会員が信用の供与を	(定義) 第2条 この規則における用語の定義は、「店頭売買有価証券の登録等に関する規則」(公正慣習規則第1号)第2条各号及び「店頭売買有価証券の売買その他の取引に関する規則」(公正慣習規則第1号の2。以下「売買規則」という。)第2条各号に定めるもののほか、次の各号に定めるところによる。 1 } (省 略) 2 } 3 } 4 グリーンシート銘柄 店頭取扱有価証券のうち、取扱会員(次号に定める会員をいう。)及び当該取扱会員が委託を行う証券仲介業者が投資勧誘を行うものとして本協会が指定したものをいう。 5 取扱会員 店頭取扱有価証券をグリーンシート銘柄として本協会に届け出、かつ、本協会が当該店頭取扱有価証券をグリーンシート銘柄として指定した後において、当該会員が委託を行う証券仲介業者とともに当該グリーンシート銘柄の投資勧誘を行うことができると同時に本協会の規則の定めるところにより義務を負うものとして本協会が指定した会員をいう。 (グリーンシート銘柄以外の店頭有価証券の投資勧誘の禁止) 第3条 <u>会員</u>は、第15条及び第18条の規定による場合を除き、グリーンシート銘柄以外の店頭有価証券については、顧客に対し、投資勧誘を行ってはならない。 (信用取引の禁止) 第10条 <u>会員</u>は、店頭有価証券については信用取引(会員が信用の供与を受

新	旧
受けて行う売買を含む。)を行ってはならない。	けて行う売買を含む。)を行ってはならない。
(未発行店頭有価証券の店頭取引の禁止)	(未発行店頭有価証券の店頭取引の禁止)
第 11 条 <u>協会員</u>は、未発行店頭有価証券については店頭取引を行ってはならない。	第 11 条 <u>会員</u>は、未発行店頭有価証券については店頭取引を行ってはならない。
(店頭有価証券の価格情報の責任の所在等の明示)	(店頭有価証券の価格情報の責任の所在等の明示)
第 14 条 会員は、店頭有価証券の売買価格等の情報(以下「価格情報」という。)を提示する場合は、いかなる媒体の利用を問わず、当該価格情報と併せて会員名、取扱部店名(当該会員が<u>証券仲介業務の委託を行う特別会員及び証券仲介業者の部店を含む。</u>)及び当該価格情報の提示日並びに当該価格情報は売り気配又は買い気配ではない旨を明示しなければならない。ただし、第 4 章に定めるところにより、取扱会員がグリーンシート銘柄の価格情報を提示する場合は、この限りでない。	第 14 条 会員は、店頭有価証券の売買価格等の情報(以下「価格情報」という。)を提示する場合は、いかなる媒体の利用を問わず、当該価格情報と併せて会員名、取扱部店名(当該会員が委託を行う証券仲介業者の部店を含む。)及び当該価格情報の提示日並びに当該価格情報は売り気配又は買い気配ではない旨を明示しなければならない。ただし、第 4 章に定めるところにより、取扱会員がグリーンシート銘柄の価格情報を提示する場合は、この限りでない。
(適格機関投資家のみに対して投資勧誘を行う場合の取扱い)	(適格機関投資家のみに対して投資勧誘を行う場合の取扱い)
第 15 条 <u>協会員</u>が募集、売出し(売出しに相当するものを含む。以下この項において同じ。)又は私募(以下「募集等」という。)の取扱い又は売出し(以下「募集等の取扱い等」という。)に際して適格機関投資家(証券取引法(以下「証取法」という。)第 2 条第 3 項第 1 号に規定する適格機関投資家をいう。以下同じ。)に対して投資勧誘を行うことができる店頭有価証券(店頭取扱有価証券を除く。以下この条において同じ。)は、当該募集等で取得した店頭有価証券に譲渡制限を付すことを条件として適格機関投資家のみに対して投資勧誘を行うものであり、証取法第 13 条の規定により目論見書を作成する必要があるものであり、当該<u>協会員</u>から本協会に届出があり、かつ、本協会が適当であると認めたものでなければならない。	第 15 条 <u>会員</u>が募集、売出し(売出しに相当するものを含む。以下この項において同じ。)又は私募(以下「募集等」という。)の取扱い又は売出し(以下「募集等の取扱い等」という。)に際して適格機関投資家(証券取引法(以下「証取法」という。)第 2 条第 3 項第 1 号に規定する適格機関投資家をいう。以下同じ。)に対して投資勧誘を行うことができる店頭有価証券(店頭取扱有価証券を除く。以下この条において同じ。)は、当該募集等で取得した店頭有価証券に譲渡制限を付すことを条件として適格機関投資家のみに対して投資勧誘を行うものであり、証取法第 13 条の規定により目論見書を作成する必要があるものであり、当該<u>会員</u>から本協会に届出があり、かつ、本協会が適当であると認めたものでなければならない。

新	旧
2 前項の譲渡制限は、次に掲げる者については、それぞれ次のとおりとする。 1 } ・ } (現行どおり) 2 } 3 前 2 号に掲げる者以外の者 当該店頭有価証券の証券取引所への上場若しくは店頭売買有価証券としての登録の日又はその取得の日以後 2 年間を経過する日のいずれか早い日の前日まで譲渡してはならない。ただし、次のいずれかに該当する場合であって、 かつ、譲渡することが適当であると当該譲渡の前に<u>協会員</u>が認めるときはこの限りでない。 1 } ・ } (現行どおり) □ } 3 前項第 3 号に掲げる内容の譲渡制限を付す場合は、当該<u>協会員</u>、当該店頭有価証券の発行会社及び投資勧誘の相手方である顧客の間で当該内容を含む契約を締結しなければならない。 4 第 1 項の届出は、当該募集等の取扱い等を開始する日の 5 営業日前までに、所定の様式により、本協会に対し行わなければならない。<u>なお、証券仲介業務として募集等の取扱い等を行う場合の特別会員による届出は、当該特別会員に当該証券仲介業務の委託を行う会員が当該特別会員について併せて届出を行うことで足りる。</u> (店頭取扱有価証券の範囲) 第 16 条 店頭取扱有価証券とは、次のいずれかに該当する発行会社の発行する株券、新株引受権証書、新株予約権証券及び新株予約権付社債券（店頭売買有価証券の発行会社が発行する本協会に登録されていないもの及び上場有価証券の発行会社が発行する証券取引所に上場されていないものを除く。以下「株券等」という。）をいうものとする。 1 (現行どおり) 2 公認会計士又は監査法人により、証取法に準ずる監査が行われ、又は	2 前項の譲渡制限は、次に掲げる者については、それぞれ次のとおりとする。 1 } ・ } (省 略) 2 } 3 前 2 号に掲げる者以外の者 当該店頭有価証券の証券取引所への上場若しくは店頭売買有価証券としての登録の日又はその取得の日以後 2 年間を経過する日のいずれか早い日の前日まで譲渡してはならない。ただし、次のいずれかに該当する場合であって、 かつ、譲渡することが適当であると当該譲渡の前に<u>会員</u>が認めるときはこの限りでない。 1 } ・ } (省 略) □ } 3 前項第 3 号に掲げる内容の譲渡制限を付す場合は、当該<u>会員</u>、当該店頭有価証券の発行会社及び投資勧誘の相手方である顧客の間で当該内容を含む契約を締結しなければならない。 4 第 1 項の届出は、当該募集等の取扱い等を開始する日の 5 営業日前までに、所定の様式により、本協会に対し行わなければならない。 (店頭取扱有価証券の範囲) 第 16 条 店頭取扱有価証券とは、次のいずれかに該当する発行会社の発行する株券、新株引受権証書、新株予約権証券及び新株予約権付社債券（店頭売買有価証券の発行会社が発行する本協会に登録されていないもの及び上場有価証券の発行会社が発行する証券取引所に上場されていないものを除く。以下「株券等」という。）をいうものとする。 1 (省 略) 2 公認会計士又は監査法人により、証取法に準ずる監査が行われ、又は

新	旧
株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（以下「商法特例法」という。）に基づく監査若しくは商法特例法に準ずる監査が行われ、かつ、その総合意見が適正又は適法である旨の監査報告書が添付されている財務諸表等を会員並びに当該会員が証券仲介業務の委託を行う特別会員及び証券仲介業者が投資勧誘を行う際の説明用資料（以下「会社内容説明書」という。）として利用できる発行会社	株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（以下「商法特例法」という。）に基づく監査若しくは商法特例法に準ずる監査が行われ、かつ、その総合意見が適正又は適法である旨の監査報告書が添付されている財務諸表等を会員及び当該会員が委託を行う証券仲介業者が投資勧誘を行う際の説明用資料（以下「会社内容説明書」という。）として利用できる発行会社
2 協会員は、次の各号に掲げる有価証券のうち、本邦内の取引所有価証券市場に上場されておらず、かつ、前項の要件を満たすものについても、店頭取扱有価証券として取り扱うことができる。 1 } (現行どおり) 2 } 3 (現行どおり)	2 会員は、次の各号に掲げる有価証券のうち、本邦内の取引所有価証券市場に上場されておらず、かつ、前項の要件を満たすものについても、店頭取扱有価証券として取り扱うことができる。 1 } (省 略) 2 } 3 (省 略)
(会社内容説明書の要件) 第 17 条 会社内容説明書は、協会員又は発行会社において作成するものとし、次に掲げる要件を満たしたものとする。 1 } (現行どおり) 2 } 3 }	(会社内容説明書の要件) 第 17 条 会社内容説明書は、会員又は発行会社において作成するものとし、次に掲げる要件を満たしたものとする。 1 } (省 略) 2 } 3 }
(譲渡制限付き店頭取扱有価証券の特例) 第 18 条 協会員が譲渡制限が付されている店頭取扱有価証券（グリーンシート銘柄を除く。以下この章及び第 45 条において同じ。）の募集等の取扱い等を行う場合で、当該協会員から本協会に届出があり、かつ、本協会が適当であると認めたときは、次章の定めによることを要しない。 2 (現行どおり) 3 第 1 項の届出は、当該募集等の取扱い等を開始する日の 5 営業日前までに、所定の様式により、本協会に対し行わなければならない。なお、証券仲介業務として募集等の取扱い等を行う場合の特別会員による届出	(譲渡制限付き店頭取扱有価証券の特例) 第 18 条 会員が譲渡制限が付されている店頭取扱有価証券（グリーンシート銘柄を除く。以下この章及び第 45 条において同じ。）の募集等の取扱い等を行う場合で、当該会員から本協会に届出があり、かつ、本協会が適当であると認めたときは、次章の定めによることを要しない。 2 (省 略) 3 第 1 項の届出は、当該募集等の取扱い等を開始する日の 5 営業日前までに、所定の様式により、本協会に対し行わなければならない。

新	旧
<u>は、当該特別会員に当該証券仲介業務の委託を行う会員が当該特別会員について併せて届出を行うことで足りる。</u>	
(確認書の徴求等) 第 19 条 <u>協会員</u>は、店頭取扱有価証券の取引を初めて行う顧客(「証券会社に関する内閣府令」第 28 条第 1 項各号及び「金融機関の証券業務に関する内閣府令」第 15 条第 1 項各号に掲げる者を除く。以下この条、次条第 3 項、第 34 条及び第 37 条において同じ。)に対し、店頭取扱有価証券の性格、取引の仕組み等について十分説明するとともに、顧客の判断と責任において当該取引を行う旨の確認を得るため、当該顧客から、所定の様式の店頭取扱有価証券の取引に関する確認書を徴求し、その写しを当該顧客に交付しなければならない。	(確認書の徴求等) 第 19 条 <u>会員</u>は、店頭取扱有価証券の取引を初めて行う顧客(「証券会社に関する内閣府令」第 28 条第 1 項各号及び「金融機関の証券業務に関する内閣府令」第 15 条第 1 項各号に掲げる者を除く。以下この条、次条第 3 項、第 34 条及び第 37 条において同じ。)に対し、店頭取扱有価証券の性格、取引の仕組み等について十分説明するとともに、顧客の判断と責任において当該取引を行う旨の確認を得るため、当該顧客から、所定の様式の店頭取扱有価証券の取引に関する確認書を徴求し、その写しを当該顧客に交付しなければならない。
(譲渡制限付き店頭取扱有価証券の投資勧誘) 第 20 条 <u>協会員</u>は、証取法第 13 条及び第 15 条第 2 項の規定により目論見書を作成及び交付をしなければならない店頭取扱有価証券の募集若しくは売出しの取扱い又は売出しを第 18 条の規定により次章の定めによらずに行うに際しては、顧客に対し、法令の定めに従って当該目論見書を交付した上で、当該店頭取扱有価証券及びその発行会社の内容を十分説明しなければならない。 2 <u>協会員</u>は、証取法第 13 条及び第 15 条第 2 項の規定による目論見書の作成及び交付を要しない店頭取扱有価証券の募集等の取扱い等を第 18 条の規定により次章の定めによらずに行うに際しては、顧客に対し、有価証券報告書又は第 17 条に規定する記載内容に加え、当該募集等を行う当該店頭取扱有価証券の「証券情報」を追記した会社内容説明書を用いて、当該店頭取扱有価証券及びその発行会社の内容を十分説明しなければならない。ただし、適格機関投資家に対する投資勧誘においては、この限	(譲渡制限付き店頭取扱有価証券の投資勧誘) 第 20 条 <u>会員</u>は、証取法第 13 条及び第 15 条第 2 項の規定により目論見書を作成及び交付をしなければならない店頭取扱有価証券の募集若しくは売出しの取扱い又は売出しを第 18 条の規定により次章の定めによらずに行うに際しては、顧客に対し、法令の定めに従って当該目論見書を交付した上で、当該店頭取扱有価証券及びその発行会社の内容を十分説明しなければならない。 2 <u>会員</u>は、証取法第 13 条及び第 15 条第 2 項の規定による目論見書の作成及び交付を要しない店頭取扱有価証券の募集等の取扱い等を第 18 条の規定により次章の定めによらずに行うに際しては、顧客に対し、有価証券報告書又は第 17 条に規定する記載内容に加え、当該募集等を行う当該店頭取扱有価証券の「証券情報」を追記した会社内容説明書を用いて、当該店頭取扱有価証券及びその発行会社の内容を十分説明しなければならない。ただし、適格機関投資家に対する投資勧誘においては、この限

新	旧
りではない。 3 <u>協会員</u>は、顧客から店頭取扱有価証券の取引の注文を受ける際は、その都度、当該有価証券が店頭取扱有価証券であることを明示しなければならない。 4 <u>協会員</u>は、第1項及び第2項に規定する店頭取扱有価証券の募集等の取扱い等を行う場合には、当該募集等に係る有価証券届出書、目論見書又は会社内容説明書を取扱部店(当該会員が<u>証券仲介業務の委託を行う特別会員及び証券仲介業者の部店</u>を含む。)に備え置き、顧客の縦覧に供しなければならない。	りではない。 3 <u>会員</u>は、顧客から店頭取扱有価証券の取引の注文を受ける際は、その都度、当該有価証券が店頭取扱有価証券であることを明示しなければならない。 4 <u>会員</u>は、第1項及び第2項に規定する店頭取扱有価証券の募集等の取扱い等を行う場合には、当該募集等に係る有価証券届出書、目論見書又は会社内容説明書を取扱部店(当該会員が委託を行う証券仲介業者の部店を含む。)に備え置き、顧客の縦覧に供しなければならない。
(会社内容説明書等の提出及び縦覧) 第30条 (現行どおり) 2 取扱会員は、直近の会社内容説明書等をグリーンシート銘柄の投資勧誘を行う取扱部店(当該会員が<u>証券仲介業務の委託を行う特別会員及び証券仲介業者の部店</u>を含む。以下「取扱部店」という。)に備え置き、顧客の縦覧に供しなければならない。 3 (現行どおり)	(会社内容説明書等の提出及び縦覧) 第30条 (省 略) 2 取扱会員は、直近の会社内容説明書等をグリーンシート銘柄の投資勧誘を行う取扱部店(当該会員が委託を行う証券仲介業者の部店を含む。以下「取扱部店」という。)に備え置き、顧客の縦覧に供しなければならない。 3 (省 略)
(取引についての顧客への説明) 第34条 <u>取扱会員及び当該取扱会員が証券仲介業務の委託を行う特別会員</u>は、グリーンシート銘柄の取引を初めて行う顧客に対し、グリーンシート銘柄の性格、取引の仕組み、当該取扱会員におけるグリーンシート銘柄の取引方法、グリーンシート銘柄に関する情報の周知方法、グリーンシート銘柄への投資に当たってのリスク等について分かりやすく記載した説明書を交付し、これらについて十分に説明しなければならない。 2 <u>取扱会員及び当該取扱会員が証券仲介業務の委託を行う特別会員</u>は、顧客の判断と責任においてグリーンシート銘柄の取引を行う旨の確認を得るため、前項の規定により説明書を交付した顧客から、所定の様式のグリーンシート銘柄の取引に関する確認書を徴求するものとする。	(取引についての顧客への説明) 第34条 取扱会員は、グリーンシート銘柄の取引を初めて行う顧客に対し、グリーンシート銘柄の性格、取引の仕組み、当該取扱会員におけるグリーンシート銘柄の取引方法、グリーンシート銘柄に関する情報の周知方法、グリーンシート銘柄への投資に当たってのリスク等について分かりやすく記載した説明書を交付し、これらについて十分に説明しなければならない。 2 取扱会員は、顧客の判断と責任においてグリーンシート銘柄の取引を行う旨の確認を得るため、前項の規定により説明書を交付した顧客から、所定の様式のグリーンシート銘柄の取引に関する確認書を徴求するものとする。

新	旧
(投資勧誘) 第 35 条 <u>取扱会員及び当該取扱会員が証券仲介業務の委託を行う特別会員</u>は、グリーンシート銘柄の投資勧誘（次条の規定による場合を除く。）を行うに際しては、顧客（適格機関投資家を除く。）に対し、直近の会社内容説明書等及び当該直近の会社内容説明書等の記載日以降に前節の規定により報告した内容（当該直近の会社内容説明書等に記載されているものは除く。）を記した書面を用いて、当該銘柄及びその発行会社の内容を十分説明しなければならない。 (募集等の取扱い等を行う場合の投資勧誘) 第 36 条 <u>取扱会員及び当該取扱会員が証券仲介業務の委託を行う特別会員</u>は、証取法第 13 条及び第 15 条第 2 項の規定により目論見書の作成及び交付をしなければならないグリーンシート銘柄の募集若しくは売出しの取扱い又は売出しを行うに際しては、顧客に対し、法令の定めに従って当該目論見書を交付した上で、当該銘柄及びその発行会社の内容を十分説明しなければならない。 2 <u>取扱会員及び当該取扱会員が証券仲介業務の委託を行う特別会員</u>は、証取法第 13 条及び第 15 条第 2 項の規定による目論見書の作成及び交付を要しないグリーンシート銘柄の募集等の取扱い等を行うに際しては、顧客に対し、有価証券報告書又は第 17 条に規定する記載内容に加え、当該募集等を行う当該グリーンシート銘柄の「証券情報」を追記した会社内容説明書（前節の報告の内容を記した書面がある場合は、当該書面を含む。以下この項において同じ。）を用いて、当該銘柄及びその発行会社の内容を十分説明しなければならない。ただし、適格機関投資家に対する投資勧誘においては、この限りではない。 (グリーンシート銘柄であること等の明	(投資勧誘) 第 35 条 取扱会員は、グリーンシート銘柄の投資勧誘（次条の規定による場合を除く。）を行うに際しては、顧客（適格機関投資家を除く。）に対し、直近の会社内容説明書等及び当該直近の会社内容説明書等の記載日以降に前節の規定により報告した内容（当該直近の会社内容説明書等に記載されているものは除く。）を記した書面を用いて、当該銘柄及びその発行会社の内容を十分説明しなければならない。 (募集等の取扱い等を行う場合の投資勧誘) 第 36 条 取扱会員は、証取法第 13 条及び第 15 条第 2 項の規定により目論見書の作成及び交付をしなければならないグリーンシート銘柄の募集若しくは売出しの取扱い又は売出しを行うに際しては、顧客に対し、法令の定めに従って当該目論見書を交付した上で、当該銘柄及びその発行会社の内容を十分説明しなければならない。 2 取扱会員は、証取法第 13 条及び第 15 条第 2 項の規定による目論見書の作成及び交付を要しないグリーンシート銘柄の募集等の取扱い等を行うに際しては、顧客に対し、有価証券報告書又は第 17 条に規定する記載内容に加え、当該募集等を行う当該グリーンシート銘柄の「証券情報」を追記した会社内容説明書（前節の報告の内容を記した書面がある場合は、当該書面を含む。以下この項において同じ。）を用いて、当該銘柄及びその発行会社の内容を十分説明しなければならない。ただし、適格機関投資家に対する投資勧誘においては、この限りではない。 (グリーンシート銘柄であること等の明

新	旧
示) 第 37 条 <u>取扱会員及び当該取扱会員が証券仲介業務の委託を行う特別会員</u>は、顧客からグリーンシート銘柄の取引の注文を受ける際は、その都度、当該有価証券がグリーンシート銘柄であること及び当該グリーンシート銘柄の銘柄区分を明示しなければならない。	示) 第 37 条 取扱会員は、顧客からグリーンシート銘柄の取引の注文を受ける際は、その都度、当該有価証券がグリーンシート銘柄であること及び当該グリーンシート銘柄の銘柄区分を明示しなければならない。
(取扱会員以外の会員による取扱い) 第 37 条の 2 <u>取扱会員以外の会員及び当該会員が証券仲介業務の委託を行う特別会員</u>が、投資勧誘を行うことなく顧客からフェニックスとして区分したグリーンシート銘柄の売付け（当該会員が自己で買い取る又は当該グリーンシート銘柄の取扱会員に取り次ぐものに限る。）の申込みを受ける場合は、第 34 条に規定する説明書の交付、説明及び確認書の徴求並びに第 37 条に規定する明示は当該取扱会員以外の会員 <u>及び当該会員が証券仲介業務の委託を行う特別会員</u>が行わなければならない。	(取扱会員以外の会員による取扱い) 第 37 条の 2 取扱会員以外の会員が、投資勧誘を行うことなく顧客からフェニックスとして区分したグリーンシート銘柄の売付け（当該会員が自己で買い取る又は当該グリーンシート銘柄の取扱会員に取り次ぐものに限る。）の申込みを受ける場合は、第 34 条に規定する説明書の交付、説明及び確認書の徴求並びに第 37 条に規定する明示は当該取扱会員以外の会員が行わなければならない。
(不正取引行為の禁止等) 第 39 条 <u>取扱会員及び当該取扱会員が証券仲介業務の委託を行う特別会員</u>は、グリーンシート銘柄の店頭取引を行うにあたっては、当該店頭取引が第 2 章（第 13 条から第 15 条までを除く。）及び証券取引法その他関係法令の規定に反しないものであることを確認しなければならない。なお、証券取引法第 6 章の規定のうち、店頭取引に適用されないものについても同様とする。	(不正取引行為の禁止等) 第 39 条 取扱会員は、グリーンシート銘柄の店頭取引を行うにあたっては、当該店頭取引が第 2 章（第 13 条から第 15 条までを除く。）及び証券取引法その他関係法令の規定に反しないものであることを確認しなければならない。なお、証券取引法第 6 章の規定のうち、店頭取引に適用されないものについても同様とする。
(適格機関投資家限定勧誘の特例) 第 43 条 <u>グリーンシート銘柄の募集等において、会員（当該銘柄の取扱会員を除く。）及び当該会員が証券仲介業務の委託を行う特別会員</u>が当該募集等の取扱い等を行う場合で、当該募集等で取得したグリーンシート銘柄に譲渡制限を付すことを条件として適格機関投資家のみに対して投資勧誘を行うときには、当該会員には	(適格機関投資家限定勧誘の特例) 第 43 条 <u>グリーンシート銘柄の募集等において、会員（当該銘柄の取扱会員を除く。）</u>が当該募集等の取扱い等を行う場合で、当該募集等で取得したグリーンシート銘柄に譲渡制限を付すことを条件として適格機関投資家のみに対して投資勧誘を行うときには、当該会員には前 6 節の規定を適用しない。

新	旧
前 6 節の規定を適用しない。 2 } ・ } (現行どおり) 3 } (顧客への配分) 第 44 条 <u>協会員</u>は、店頭取扱有価証券の募集若しくは売出しの取扱い又は売出しを行うに当たっては、「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分について」(理事会決議)に基づき適正に行わなければならない。 (電磁的方法による交付等) 第 45 条 <u>協会員</u>は、次に掲げる書面の交付に代えて、「書面の電磁的方法による提供等の取扱いについて」(理事会決議)に定めるところにより、当該書面に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。この場合において、当該 <u>協会員</u>は、当該書面を交付したものとみなす。 1 } ・ } (現行どおり) 2 } 2 <u>協会員</u>は、次に掲げる書面の徴求に代えて、「書面の電磁的方法による提供等の取扱いについて」(理事会決議)に定めるところにより、当該書面に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供を受けることができる。この場合において、当該 <u>協会員</u>は、当該書面を徴求したものとみなす。 1 } ・ } (現行どおり) 2 } 付 則 この改正は、平成 16 年 12 月 1 日から施行する。	2 } ・ } (現行どおり) 3 } (顧客への配分) 第 44 条 <u>会員</u>は、店頭取扱有価証券の募集若しくは売出しの取扱い又は売出しを行うに当たっては、<u>引受けを行うか否かにかかわらず</u>、「株券等の引受けに係る顧客への配分について」(理事会決議)2.から 5.に基づき適正に行わなければならない。 (電磁的方法による交付等) 第 45 条 <u>会員</u>は、次に掲げる書面の交付に代えて、「書面の電磁的方法による提供等の取扱いについて」(理事会決議)に定めるところにより、当該書面に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。この場合において、当該 <u>会員</u>は、当該書面を交付したものとみなす。 1 } ・ } (省 略) 2 } 2 <u>会員</u>は、次に掲げる書面の徴求に代えて、「書面の電磁的方法による提供等の取扱いについて」(理事会決議)に定めるところにより、当該書面に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供を受けることができる。この場合において、当該 <u>会員</u>は、当該書面を徴求したものとみなす。 1 } ・ } (省 略) 2 }

「上場株券等の取引所有価証券市場外での売買等に関する規則」

(公正慣習規則第5号)の一部改正について

平成 16 年 11 月 26 日

(下線部分変更)

新	旧
(目的) 第1条 この規則は、<u>協会員(特別会員にあっては、証券仲介業務を行う特別会員に限る。以下同じ。)</u>が行う上場株券等の取引所有価証券市場外での売買及びその媒介等並びに<u>協会員</u>が媒介等を行う上場株券等の取引所有価証券市場外での売買を公正かつ円滑ならしめ、もって投資者の保護に資することを目的とする。 (法令等の遵守) 第3条 <u>協会員</u>は、取引所外売買又はその媒介等を行うに当たっては、この規則によるほか、証券取引法その他関係法令、諸規則を遵守しなければならない。 (適用除外) 第4条 会員が行う取引所外売買及び<u>協会員</u>が媒介等を行う取引所外売買のうち、証券取引所が定める1売買単位に満たない数量のものについては、この規則を適用しないものとする。 2 公開買付者を代理して公開買付けによる上場株券等の買付けを行う者となる<u>協会員</u>が行う公開買付けによる上場株券等の買付け若しくは公開買付者となる<u>協会員</u>が行う公開買付けによる上場株券等の買付け又は上場株券等の発行者である会社となる<u>協会員</u>が行う公開買付けによる自己株券の買付けについては、この規則を適用しないものとする。 3 会員が行う取引所外売買及び<u>協会員</u>が媒介等を行う取引所外売買のうち、上場株券等の当該売買に係る基準となる価格を公表する証券取引所(以下「基準価格公表証券取引所」という。)において当該上場株券等に係る売買立会が行われていない時間に受けた注文に係るもの(以下「価格制限適用除外売買」という。)	(目的) 第1条 この規則は、<u>会員</u>が行う上場株券等の取引所有価証券市場外での売買及びその媒介等並びに<u>会員</u>が媒介等を行う上場株券等の取引所有価証券市場外での売買を公正かつ円滑ならしめ、もって投資者の保護に資することを目的とする。 (法令等の遵守) 第3条 <u>会員</u>は、取引所外売買又はその媒介等を行うに当たっては、この規則によるほか、証券取引法その他関係法令、諸規則を遵守しなければならない。 (適用除外) 第4条 会員が行う取引所外売買及び<u>会員</u>が媒介等を行う取引所外売買のうち、証券取引所が定める1売買単位に満たない数量のものについては、この規則を適用しないものとする。 2 公開買付者を代理して公開買付けによる上場株券等の買付けを行う者となる<u>会員</u>が行う公開買付けによる上場株券等の買付け若しくは公開買付者となる<u>会員</u>が行う公開買付けによる上場株券等の買付け又は上場株券等の発行者である会社となる<u>会員</u>が行う公開買付けによる自己株券の買付けについては、この規則を適用しないものとする。 3 会員が行う取引所外売買及び<u>会員</u>が媒介等を行う取引所外売買のうち、上場株券等の当該売買に係る基準となる価格を公表する証券取引所(以下「基準価格公表証券取引所」という。)において当該上場株券等に係る売買立会が行われていない時間に受けた注文に係るもの(以下「価格制限適用除外売買」という。)

新	旧
については、この規則の第2章を適用しないものとする。	については、この規則の第2章を適用しないものとする。
(価格の制限等)	(価格の制限等)
第5条 <u>協会員</u>は、顧客又は他の<u>協会員</u>から次の各号に掲げる注文を受けたときは、当該各号に定める価格で売買又はその媒介等を行わなければならない。	第5条 <u>会員</u>は、顧客又は他の<u>会員</u>から次の各号に掲げる注文を受けたときは、当該各号に定める価格で売買又はその媒介等を行わなければならない。
1 } 2 } (現行どおり) 3 }	1 } 2 } (省 略) 3 }
2 <u>協会員</u>は、顧客又は他の<u>協会員</u>からバスケット注文を受けたときは、基準価格公表証券取引所における直近の売買価格に基づき、「上場株券等の取引所有価証券市場外での売買等に関する規則」に関する細則（以下「細則」という。）で定めるところにより算出した額の上下5パーセント以内の金額で売買又はその媒介等を行わなければならない。	2 <u>会員</u>は、顧客又は他の<u>会員</u>からバスケット注文を受けたときは、基準価格公表証券取引所における直近の売買価格に基づき、「上場株券等の取引所有価証券市場外での売買等に関する規則」に関する細則（以下「細則」という。）で定めるところにより算出した額の上下5パーセント以内の金額で売買又はその媒介等を行わなければならない。
(特別気配が表示されている場合の取扱い)	(特別気配が表示されている場合の取扱い)
第6条 <u>協会員</u>は、基準価格公表証券取引所において当該証券取引所が定める呼値に関する規則に基づきその存在を特別に周知するものとされる気配（以下「特別気配」という。）が表示されている場合に、小口注文を受けたときは、当該特別気配の価格で売買又はその媒介等を行わなければならない。	第6条 <u>会員</u>は、基準価格公表証券取引所において当該証券取引所が定める呼値に関する規則に基づきその存在を特別に周知するものとされる気配（以下「特別気配」という。）が表示されている場合に、小口注文を受けたときは、当該特別気配の価格で売買又はその媒介等を行わなければならない。
2 <u>協会員</u>は、基準価格公表証券取引所において特別気配が表示されている場合に、小口注文以外の取引所外売買に関する注文を受けたときは、前条第1項第2号及び第3号並びに同条第2項中の「直近の売買価格」を「特別気配」と読み替えるものとする。	2 <u>会員</u>は、基準価格公表証券取引所において特別気配が表示されている場合に、小口注文以外の取引所外売買に関する注文を受けたときは、前条第1項第2号及び第3号並びに同条第2項中の「直近の売買価格」を「特別気配」と読み替えるものとする。
(証券取引所に売買価格等がない場合の取扱い)	(証券取引所に売買価格等がない場合の取扱い)
第7条 <u>協会員</u>は、基準価格公表証券取引所において当日の売り気配又は買い気配のいずれか一方又はその双方がない場合に、小口注文を受けた	第7条 <u>会員</u>は、基準価格公表証券取引所において当日の売り気配又は買い気配のいずれか一方又はその双方がない場合に、小口注文を受けたと

新	旧
ときは、当該証券取引所の当日の直近の売買価格（当該価格がない場合は当該証券取引所の定める基準値段）で売買又はその媒介等を行わなければならない。 2 <u>協会員</u>は、基準価格公表証券取引所において当日の直近の売買価格がない場合に、小口注文以外の取引所外売買に関する注文を受けたときは、第5条第1項第2号及び第3号並びに同条第2項中の「直近の売買価格」を「当該証券取引所の定める基準値段」と読み替えるものとする。 （売買価格等の確認及び記録の保存） 第8条 <u>協会員</u>は、取引所外売買に関する注文を受けたときは、売買の価格又は金額が第5条から前条までに定める価格又は金額であることを確認するものとし、当該確認の記録を保存するものとする。 （売買の停止等） 第9条 本協会は、次の各号に掲げる場合には、<u>会員</u>が行う取引所外売買及び<u>協会員</u>が媒介等を行う取引所外売買を停止することができる。 1 } （ 現行どおり ） 2 } 3 } 2 （ 現行どおり ） （顧客への説明） 第14条 <u>協会員</u>は、顧客から取引所外売買に関する注文を受けたときは、あらかじめ、当該顧客（証券会社に関する内閣府令第28条第1項各号に掲げる者を除く。以下本項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項、当該売買の概要及び顧客の判断と責任において当該売買を行うために必要な留意事項について記載した説明書を交付し、これらの事項等について十分に説明するものとする。ただし、当該売買の成立前1年以内の日当該顧客に当該説明書を交付した場合を除く。	きは、当該証券取引所の当日の直近の売買価格（当該価格がない場合は当該証券取引所の定める基準値段）で売買又はその媒介等を行わなければならない。 2 <u>会員</u>は、基準価格公表証券取引所において当日の直近の売買価格がない場合に、小口注文以外の取引所外売買に関する注文を受けたときは、第5条第1項第2号及び第3号並びに同条第2項中の「直近の売買価格」を「当該証券取引所の定める基準値段」と読み替えるものとする。 （売買価格等の確認及び記録の保存） 第8条 <u>会員</u>は、取引所外売買に関する注文を受けたときは、売買の価格又は金額が第5条から前条までに定める価格又は金額であることを確認するものとし、当該確認の記録を保存するものとする。 （売買の停止等） 第9条 本協会は、次の各号に掲げる場合には、<u>会員</u>が行う取引所外売買及び<u>会員</u>が媒介等を行う取引所外売買を停止することができる。 1 } （ 省 略 ） 2 } 3 } 2 （ 省 略 ） （顧客への説明） 第14条 <u>会員</u>は、顧客から取引所外売買に関する注文を受けたときは、あらかじめ、当該顧客（証券会社に関する内閣府令第28条第1項各号に掲げる者を除く。以下本項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項、当該売買の概要及び顧客の判断と責任において当該売買を行うために必要な留意事項について記載した説明書を交付し、これらの事項等について十分に説明するものとする。ただし、当該売買の成立前1年以内の日当該顧客に当該説明書を交付した場合を除く。

新	旧
$\left. \begin{array}{l} 1 \\ 5 \\ 6 \end{array} \right\} \quad (\text{ 現 行 ど お り })$ 2 (現 行 ど お り) (取引態様等の明示) 第 15 条 <u>協会員</u>は、顧客又は他の<u>協会員</u>から取引所外売買に関する注文を受けたときは、その都度、当該顧客又は他の<u>協会員</u>に対し、取引の態様及び次の各号に掲げる事項を明らかにするものとする。 $\left. \begin{array}{l} 1 \\ 2 \\ 3 \end{array} \right\} \quad (\text{ 現 行 ど お り })$ (社内規則等の整備) 第 16 条 <u>協会員</u>は、取引所外売買及びその媒介等並びに媒介等を行う取引所外売買の公正性を確保するため、社内規則及び管理体制を整備するものとする。 2 <u>協会員</u>は、取引所外売買に関する担当責任者 1 名以上を定め、所定の様式により、本協会に届け出るものとする。当該担当責任者を変更する場合も同様とする。 (売買記録の作成・保存) 第 17 条 <u>協会員</u>は、取引所外売買又はその媒介等を行ったときは、伝票その他の書類をすみやかに作成し、整理、保存する等適切な管理を行うものとする。 (電磁的方法による説明書の交付等) 第 18 条 <u>協会員</u>は、第 14 条の規定による説明書の交付に代えて、「書面の電磁的方法による提供等の取扱いについて」(理事会決議) に定めるところにより、当該説明書に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。この場合において、当該会員は、当該説明書を交付したものとみなす。	$\left. \begin{array}{l} 1 \\ 5 \\ 6 \end{array} \right\} \quad (\text{ 省 略 })$ 2 (省 略) (取引態様等の明示) 第 15 条 <u>会員</u>は、顧客又は他の<u>会員</u>から取引所外売買に関する注文を受けたときは、その都度、当該顧客又は他の<u>会員</u>に対し、取引の態様及び次の各号に掲げる事項を明らかにするものとする。 $\left. \begin{array}{l} 1 \\ 2 \\ 3 \end{array} \right\} \quad (\text{ 省 略 })$ (社内規則等の整備) 第 16 条 <u>会員</u>は、取引所外売買及びその媒介等並びに媒介等を行う取引所外売買の公正性を確保するため、社内規則及び管理体制を整備するものとする。 2 <u>会員</u>は、取引所外売買に関する担当責任者 1 名以上を定め、所定の様式により、本協会に届け出るものとする。当該担当責任者を変更する場合も同様とする。 (売買記録の作成・保存) 第 17 条 <u>会員</u>は、取引所外売買又はその媒介等を行ったときは、伝票その他の書類をすみやかに作成し、整理、保存する等適切な管理を行うものとする。 (電磁的方法による説明書の交付等) 第 18 条 <u>会員</u>は、第 14 条の規定による説明書の交付に代えて、「書面の電磁的方法による提供等の取扱いについて」(理事会決議) に定めるところにより、当該説明書に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。この場合において、当該会員は、当該説明書を交付したものとみなす。

新	旧
付 則 この改正は、平成 16 年 12 月 1 日から施行する。	

「有価証券の引受けに関する規則」(公正慣習規則第 14 号)
の一部改正について

平成 16 年 11 月 26 日

(下線部分変更)

新	旧
有価証券の<u>引受け等</u>に関する規則 (目的) 第 1 条 この規則は、会員が本邦内において行う株券、新株予約権証券、新株予約権付社債券、優先出資証券(証券取引法(昭和 23 年法律第 25 号)第 2 条第 1 項第 5 号の 2 に掲げる有価証券をいう。以下同じ。)及び不動産投資信託証券(証券取引法第 2 条第 1 項第 7 号に掲げる投資信託の受益証券又は同項第 7 号の 2 に掲げる投資証券であって、投資者の資金を主として不動産関連資産に対する投資として運用することを目的とするものをいう。以下同じ。)(以下「株券等」という。)の募集又は売出しの引受け(以下「引受け」という。)並びに協会員が本邦内において行う株券等の募集又は売出しの取扱いに関し必要な事項を定め、適正な業務の運営と投資者の保護を図るとともに、資本市場の健全な発展に資することを目的とする。 (配分の公平化) 第 9 条 会員が引受けを行う場合又は協会員が募集若しくは売出しの取扱いを行う場合、当該協会員は個人投資家等への広く公平な消化を促進し、公正を旨とした配分を行うよう努めなければならない。 2 協会員は、前項の場合における株券等を投資者に配分するに当たっては、「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分について」(理事会決議)に基づき適正に行わなければならない。 3 { (現行どおり) 5 付 則 この改正は、平成 16 年 12 月 1 日から施行する。	有価証券の<u>引受け</u>に関する規則 (目的) 第 1 条 この規則は、会員が本邦内における株券、新株予約権証券、新株予約権付社債券、優先出資証券(証券取引法(昭和 23 年法律第 25 号)第 2 条第 1 項第 5 号の 2 に掲げる有価証券をいう。以下同じ。)及び不動産投資信託証券(証券取引法第 2 条第 1 項第 7 号に掲げる投資信託の受益証券又は同項第 7 号の 2 に掲げる投資証券であって、投資者の資金を主として不動産関連資産に対する投資として運用することを目的とするものをいう。以下同じ。)(以下「株券等」という。)の募集又は売出しの引受け(以下「引受け」という。)に関し必要な事項を定め、適正な業務の運営と投資者の保護を図るとともに、資本市場の健全な発展に資することを目的とする。 (配分の公平化) 第 9 条 会員は、引受けを行うに当たっては、個人投資家等への広く公平な消化を促進し、公正を旨とした配分を行うよう努めなければならない。 2 会員は、引受けた株券等を投資者に配分するに当たっては、「株券等の引受けに係る顧客への配分について」(平成 9 年 8 月 8 日理事会決議)に基づき適正に行わなければならない。 3 { (省 略) 5

別紙 17

「『有価証券の引受けに関する規則』に関する細則」 の一部改正について

平成 16 年 11 月 26 日

(下線部分変更)

新	旧
「有価証券の<u>引受け等</u>に関する規則」に関する細則 (目的) 第 1 条 この細則は、<u>有価証券の引受け等に関する規則</u> (以下「規則」という。) の施行に関し、必要な事項を定める。 (配分の公平化) 第 4 条 規則第 9 条第 5 項に規定する配分の公平化の取扱いについては、次のとおりとする。 1 協会員は、規則第 9 条に定めるところによるほか、本協会が別に定めるところに従わなければならない。 2 3 } (現行どおり) 4 5 付 則 この改正は、平成 16 年 12 月 1 日から施行する。	「有価証券の<u>引受け</u>に関する規則」に関する細則 (目的) 第 1 条 この細則は、<u>有価証券の引受けに関する規則</u> (以下「規則」という。) の施行に関し、必要な事項を定める。 (配分の公平化) 第 4 条 規則第 9 条第 5 項に規定する配分の公平化の取扱いについては、次のとおりとする。 1 会員は、規則第 9 条に定めるところによるほか、本協会が別に定めるところに従わなければならない。 2 3 } (省 略) 4 5

「株券等の引受けに係る顧客への配分について」(理事会決議)
の一部改正について

平成 16 年 11 月 26 日

(下線部分変更)

新	旧
株券等の<u>募集等の引受け等</u>に係る顧客への配分について この理事会決議は、<u>協会員</u>による株券、新株予約権証券、新株予約権付社債券、優先出資証券（証券取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 2 条第 1 項第 5 号の 2 に掲げる有価証券をいう。）及び不動産投資信託証券（証券取引法第 2 条第 1 項第 7 号に掲げる投資信託の受益証券又は同項第 7 号の 2 に掲げる投資証券であって、投資者の資金を主として不動産関連資産に対する投資として運用することを目的とするものをいう。）（以下「株券等」という。）の<u>募集若しくは売出しの引受け、募集若しくは売出しの取扱い又は売出し</u>（以下「<u>募集等の引受け等</u>」という。）を行うに当たって、株券等を広い範囲の投資者へ円滑に消化することを図りつつ、顧客への公平な配分を実現することを目的とする。 1．公平な配分 <u>協会員は、募集等の引受け等</u>を行うに当たっては、株券等を不特定多数の投資者に広く消化することに努めつつ、公平を旨とする配分を行うこととする。 2．配分の基本方針の策定及び公表 (1) <u>協会員は、募集等の引受け等</u>を行うに当たっては、あらかじめ<u>株券等</u>を投資者に配分する際の基本方針（以下「基本方針」という。）を策定するものとする。 (2) <u>協会員は、基本方針を本協会へ届け出るとともに、</u>アニュアルレポートへ記載する等、適切な方法により、その内容を投資者へ周知するものとする。	株券等の<u>引受け</u>に係る顧客への配分について この理事会決議は、<u>会員</u>による株券、新株予約権証券、新株予約権付社債券、優先出資証券（証券取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 2 条第 1 項第 5 号の 2 に掲げる有価証券をいう。）及び不動産投資信託証券（証券取引法第 2 条第 1 項第 7 号に掲げる投資信託の受益証券又は同項第 7 号の 2 に掲げる投資証券であって、投資者の資金を主として不動産関連資産に対する投資として運用することを目的とするものをいう。）（以下「株券等」という。）の募集若しくは売出しの取扱い又は売出し（以下「<u>募集の取扱い等</u>」という。）を行うに当たって、株券等を広い範囲の投資者へ円滑に消化することを図りつつ、顧客への公平な配分を実現することを目的とする。 1．公平な配分 <u>会員は、募集の取扱い等</u>を行うに当たっては、株券等を不特定多数の投資者に広く消化することに努めつつ、公平を旨とする配分を行うこととする。 2．配分の基本方針の策定及び公表 (1) <u>会員は、募集の取扱い等</u>を行うに当たっては、あらかじめ<u>引き受けた株券等</u>を投資者に配分する際の基本方針（以下「基本方針」という。）を策定するものとする。 (2) <u>会員は、基本方針を本協会へ届け出るとともに、</u>アニュアルレポートへ記載する等、適切な方法により、その内容を投資者へ周知するものとする。

新	旧
(3) 本協会は、<u>協会員</u>から届出を受けた基本方針を取りまとめ、公表する。 3．社内規則の制定及びその概要の公表 (1) <u>協会員</u>は、<u>募集等の引受け等</u>を行った株券等の配分に関して、次に掲げる事項について規定した社内規則（以下「社内規則」という。）を作成し遵守するものとする。 } （ 現行どおり ） (2) <u>協会員</u>は、社内規則及びその概要を本協会へ届け出るものとする。 (3) <u>協会員</u>は、作成した社内規則の概要をアニュアルレポートへ記載する等、適切な方法により、内容を投資者へ周知するものとする。 (4) 本協会は、<u>協会員</u>から届出を受けた社内規則の概要を取りまとめ、公表する。 4．社内管理体制の充実 <u>協会員</u>は、<u>募集等の引受け等</u>を行った株券等の配分が自社の社内規則に基づき適正に行われたか否かについて、内部管理統括責任者の責任において定期的に検査を行うものとする。 5．記録の保存等 (1) <u>協会員</u>は、外部の監査・検査等が適切に行われるよう個別銘柄の配分に関する記録及び上記4．の検査結果を5年間保存するものとする。 (2) <u>協会員</u>は、上記(1)の記録について、本協会が行う提出請求又は監査に応じるものとする。	(3) 本協会は、<u>会員</u>から届出を受けた基本方針を取りまとめ、公表する。 3．社内規則の制定及びその概要の公表 (1) <u>会員</u>は、<u>引受け</u>を行った株券等の配分に関して、次に掲げる事項について規定した社内規則（以下「社内規則」という。）を作成し遵守するものとする。 } （ 省 略 ） (2) <u>会員</u>は、社内規則及びその概要を本協会へ届け出るものとする。 (3) <u>会員</u>は、作成した社内規則の概要をアニュアルレポートへ記載する等、適切な方法により、内容を投資者へ周知するものとする。 (4) 本協会は、<u>会員</u>から届出を受けた社内規則の概要を取りまとめ、公表する。 4．社内管理体制の充実 <u>会員</u>は、<u>募集の取扱い等</u>を行った株券等の配分が自社の社内規則に基づき適正に行われたか否かについて、内部管理統括責任者の責任において定期的に検査を行うものとする。 5．記録の保存等 (1) <u>会員</u>は、外部の監査・検査等が適切に行われるよう個別銘柄の配分に関する記録及び上記4．の検査結果を5年間保存するものとする。 (2) <u>会員</u>は、上記(1)の記録について、本協会が行う提出請求又は監査に応じるものとする。

新	旧
付 則 この改正は、平成 16 年 12 月 1 日から施行する。	

（注）今後、この「理事会決議」は、自主規制会議規則第 12 条に基づき、「自主規制会議決議」として取り扱われることとなります。

別紙 19

「店頭売買有価証券の登録等に関する規則」(公正慣習規則第1号) の一部改正について

平成 16 年 11 月 26 日

(下線部分変更)

新	旧
(公募増資等に係る株式の公正な配分) 第 7 条の 3 引受会員及び引受会員から公募増資等の取扱いを委託された<u>協会員</u>は、公募増資等に係る株式(入札によるものを除く。以下第 7 条の 4 までにおいて同じ。)について、公正を旨とした配分を行うよう努めるものとする。この場合において、当該<u>引受会員及び引受会員から公募増資等の取扱いを委託された協会員</u>は、公募増資等に係る株式の配分方針を定めるものとする。 2 引受会員<u>及び引受会員から公募増資等の取扱いを委託された協会員</u>は、前項に規定する配分方針を公表するものとする。 3 前 2 項に規定する公募増資等に係る株式の配分について必要な事項は、別に定めるものとする。 (記録の保存) 第 7 条の 4 前条第 1 項に規定する<u>引受会員及び引受会員から公募増資等の取扱いを委託された協会員</u>は、公募増資等に係る株式の取得者に係る記録を書面又は電磁的方法等により 5 年間保存するものとする。 2 ブックビルディングを行う場合において、当該ブックビルディングを担当する会員は、前項の記録に加え、需要状況の調査に係る記録を書面又は電磁的方法等により 5 年間保存するものとする。 3 会員は、本協会が会員に対して前 2 項に規定する記録の提出を求めた場合には、これに応じなければならない。	(公募増資等に係る株式の公正な配分) 第 7 条の 3 引受会員及び引受会員から公募増資等の取扱いを委託された<u>会員</u>は、公募増資等に係る株式(入札によるものを除く。以下第 7 条の 4 までにおいて同じ。)について、公正を旨とした配分を行うよう努めるものとする。この場合において、当該<u>会員</u>は、公募増資等に係る株式の配分方針を定めるものとする。 2 引受会員は、前項に規定する配分方針を公表するものとする。 3 前 2 項に規定する公募増資等に係る株式の配分について必要な事項は、別に定めるものとする。 (記録の保存) 第 7 条の 4 前条第 1 項に規定する<u>会員</u>は、公募増資等に係る株式の取得者に係る記録を書面又は電磁的方法等により 5 年間保存するものとする。 2 ブックビルディングを行う場合において、当該ブックビルディングを担当する会員は、前項の記録に加え、需要状況の調査に係る記録を書面又は電磁的方法等により 5 年間保存するものとする。 3 (省 略)

新	旧
4 <u>引受会員から公募増資等の取扱いを委託された協会員（前項に掲げる会員を除く。）は、本協会が第1項に規定する記録の提出を求めた場合には、これに応じなければならない。</u> （第三者割当増資等に関する細則等の違反に対する措置） 第13条 本協会は、第8条に基づく登録が行われた後に、第5条第1項第13号に基づく第三者割当増資等に関する細則に適合しない事実が判明し、必要があると認める場合には、当該発行会社に対して、次の各号に掲げる措置を講じることができる。 1 当該発行会社名を公表すること 2 <u>協会員</u>が、当該発行会社の発行する株券、新株予約権証券及び新株予約権付社債券について、その引受け、売出し及び募集・売出しの取扱いを行うことを一定期間禁止すること 3 <u>協会員</u>が、当該発行会社の発行した株券及び新株予約権付社債券について、顧客に対する投資勧誘を行うことを一定期間禁止すること 付 則 この改正は、平成16年12月1日から施行する。	4 (新 設) （第三者割当増資等に関する細則等の違反に対する措置） 第13条 本協会は、第8条に基づく登録が行われた後に、第5条第1項第13号に基づく第三者割当増資等に関する細則に適合しない事実が判明し、必要があると認める場合には、当該発行会社に対して、次の各号に掲げる措置を講じることができる。 1 (省 略) 2 <u>会員</u>が、当該発行会社の発行する株券、新株予約権証券及び新株予約権付社債券について、その引受け、売出し及び募集・売出しの取扱いを行うことを一定期間禁止すること 3 <u>会員</u>が、当該発行会社の発行した株券及び新株予約権付社債券について、顧客に対する投資勧誘を行うことを一定期間禁止すること

別紙 20

「『店頭売買有価証券の登録等に関する規則』に関する細則」の一部改正について

平成 16 年 11 月 26 日

(下線部分変更)

新	旧
(入札による手続き) 第 7 条 規則第 7 条第 1 項第 2 号に規定する入札による公募増資等に関しては、次のとおり取り扱うものとする。 1 入札事務の委任 幹事証券会社は、入札に係る事務を本協会に委任するものとする。この場合における事務の委任は、本協会が定める様式による入札の事務委任に関する契約書をもって行うこととする。 2 入札株式数 幹事証券会社は、公募増資等に係る株式数の 50 パーセント以上の株式数を入札に付するものとする。 3 入札の下限価格及び公表 登録申請会社及び幹事証券会社は、別表 2 の 2 に掲げる類似会社比準方式に基づいて算出した金額(同金額に入札申込価格の単位に満たない端数が生じた場合は、これを切り上げる。)に 85 パーセントを乗じて得た金額を入札を行う場合の下限価格として決定し、下限価格並びに類似会社の社名及び当該会社を選定した理由等を公表するものとする。 4 入札取次ぎの制限 協会員は、次に掲げる者の入札の取次ぎを行ってはならない。 イ 登録申請会社及びその特別利害関係者(第三者割当増資等に関する細則第 2 条第 4 号に規定する者をいう。) ロ 登録申請会社の大株主上位 10 名(第三者割当増資等に関する細則第 2 条第 7 号に規定する者をいう。)	(入札による手続き) 第 7 条 (省 略) (省 略) (省 略) (省 略) (省 略) 4 入札取次ぎの制限 会員は、次に掲げる者の入札の取次ぎを行ってはならない。 イ 登録申請会社及びその特別利害関係者(第三者割当増資等に関する細則第 2 条第 4 号に規定する者をいう。) ロ 登録申請会社の大株主上位 10 名(第三者割当増資等に関する細則第 2 条第 7 号に規定する者をいう。)

新	旧
八 登録申請会社の従業員 二 会員等（第三者割当増資等に関する細則第2条第8号に規定する者をいう。） <u>及び店頭売買有価証券に係る証券仲介業務を行う特別会員（証券仲介業務に基づく入札を除く。）</u> 5 入札の不成立 本協会は、入札申込株式数が公募増資等に係る株式数の25パーセントに満たなかった場合には、当該入札が成立しなかったものとして取り扱うこととし、その場合、一切の入札を取り消すものとする。 6 入札及び落札結果又は入札の不成立の通知及び公表 本協会は、入札及び落札結果又は入札の不成立について必要な事項を<u>協会員</u>に通知するとともに公表する。 7 落札者名簿の提出 入札により落札のあった取次ぎ会員は、落札者（その名義のいかんを問わず、実質的にその計算が帰属する者を含む。）の氏名、住所及び入札・落札株式数等を記載した落札者名簿を入札日から3営業日以内に本協会に提出するものとする。 8 落札の取消し 本協会は、入札の公正性が著しく損なわれたと認められる場合には、一切の落札を取り消すことができる。 9 入札事務取扱手数料 幹事証券会社は、入札事務取扱手数料として1件当たり50万円を第18条に規定する方法により支払う。 2 前項に規定する入札に係る事務処理等については、別に定める店頭株式入札事務処理要領により行うものとする。	八 登録申請会社の従業員 二 会員等（第三者割当増資等に関する細則第2条第8号に規定する者をいう。） 5 (省 略) 6 入札及び落札結果又は入札の不成立の通知及び公表 本協会は、入札及び落札結果又は入札の不成立について必要な事項を<u>会員</u>に通知するとともに公表する。 7 (省 略) 8 (省 略) 9 (省 略) 2 (省 略)

新	旧
付 則 この改正は、平成 16 年 12 月 1 日から施行する。	

「店頭株式入札事務処理要領」(理事会決議)の一部改正について

平成 16 年 11 月 26 日

(下線部分変更)

新	旧
「店頭売買有価証券の登録等に関する規則」に関する細則(以下「細則」という。)第7条第2項の規定に基づく「店頭株式入札事務処理要領」は、次のとおりとする。 1～3 (現行どおり) 4 入札申込みの取次ぎ 会員は、その本店その他の営業所において、投資者から所定の様式の「入札申込書」により入札の申込み(<u>入札取次ぎ協会員を通じた入札の申込みを含む。</u>)を受け付け、これを本協会に取り次ぐ。 5 入札要領等の会員等への送付 会員に対し、原則として発行条件決定日の翌日に、本協会は「入札の実施に関する通知」を、また、引受会員は要約仮目論見書(当該要約仮目論見書を作成していない場合は、仮目論見書。以下同じ。)をそれぞれ送付する。 また、入札取次<u>協会員</u>は、入札申込者に対し、入札要領、入札留意事項についての文書及び要約仮目論見書を交付する。 6～10 (現行どおり) 11 落札者への報告 (1) 入札取次<u>協会員</u>は、落札者に対し落札結果を報告する(入札取次会員は、<u>入札取次協会員を介して入金された</u>落札代金を引受会員に対し所定の方法により払い込む。) (2) 入札取次<u>協会員</u>は、落札者以外の入札参加者(申込みの一部について落札し	(省 略) 1～3 (省 略) 4 入札申込みの取次ぎ 会員は、その本店その他の営業所において、投資者から所定の様式の「入札申込書」により入札の申込みを受け付け、これを本協会に取り次ぐ。 5 入札要領等の会員等への送付 会員に対し、原則として発行条件決定日の翌日に、本協会は「入札の実施に関する通知」を、また、引受会員は要約仮目論見書(当該要約仮目論見書を作成していない場合は、仮目論見書。以下同じ。)をそれぞれ送付する。 また、入札取次<u>会員</u>は、入札申込者に対し、入札要領、入札留意事項についての文書及び要約仮目論見書を交付する。 6～10 (省 略) 11 落札者への報告 (1) 入札取次<u>会員</u>は、落札者に対し落札結果を報告する(入札取次会員は、落札代金を引受会員に対し所定の方法により払い込む。) (2) 入札取次<u>会員</u>は、落札者以外の入札参加者(申込みの一部について落札した者

新	旧
た者を含む。) に対し落札結果を報告する。 12～13 (現行どおり) 14 電磁的方法による受付等 (1) 会員は、4の規定による「入札申込書」の受け付けに代えて、「書面の電磁的方法による提供等の取扱いについて」(理事会決議)に定めるところにより、当該入札申込書に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により受け付けることができる。この場合において、当該会員は、当該申込書を受け付けたものとみなす。 (2) 引受会員は、5の規定による要約仮目論見書の送付に代えて、「書面の電磁的方法による提供等の取扱いについて」(理事会決議)に定めるところにより、当該要約仮目論見書に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により送付することができる。この場合において、当該引受会員は、要約仮目論見書を送付したものとみなす。 (3) 入札取次協会員は、5の規定による入札要領、入札留意事項についての文書及び要約仮目論見書の交付に代えて、「書面の電磁的方法による提供等の取扱いについて」(理事会決議)に定めるところにより、当該入札要領、入札留意事項についての文書及び要約仮目論見書に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の	を含む。) に対し落札結果を報告する。 14 電磁的方法による受付等 (1) (省 略) (2) (省 略) (3) 入札取次会員は、5の規定による入札要領、入札留意事項についての文書及び要約仮目論見書の交付に代えて、「書面の電磁的方法による提供等の取扱いについて」(理事会決議)に定めるところにより、当該入札要領、入札留意事項についての文書及び要約仮目論見書に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情

新	旧
情報通信の技術を利用する方法により交付することができる。この場合において、当該入札取次協会員は、入札要領、入札留意事項についての文書及び要約仮目論見書を交付したものとみなす。 付 則 この改正は、平成 16 年 12 月 1 日から施行する。	報通信の技術を利用する方法により交付することができる。この場合において、当該入札取次会員は、入札要領、入札留意事項についての文書及び要約仮目論見書を交付したものとみなす。

(注) 今後、この「理事会決議」は、自主規制会議規則第 12 条に基づき、「自主規制会議決議」として取り扱われることとなります。

別紙 22

「店頭売買有価証券の売買その他の取引に関する規則」 (公正慣習規則第1号の2)の一部改正について

平成 16 年 11 月 26 日
(下線部分変更)

新	旧
(顧客からの確認事項等) 第 4 条 <u>協会員</u>は、顧客から店頭売買有価証券の注文を受ける場合には、あらかじめ次の各号に掲げる事項を当該顧客に確認するものとする。 1 氏名又は名称 2 住所又は事務所の所在地 3 特に通信を受ける場所を定めたときは、その場所 4 代理人を定めたときは、その氏名又は名称及び住所又は事務所の所在地並びに代理人の権限の範囲 2 <u>協会員</u>は、顧客から店頭売買有価証券の注文を受ける場合には、その都度、次に掲げる事項について指示を受けなければならない。 1 銘 柄 2 自己又は委託の別 3 売付け又は買付けの区別 4 数 量 5 価 格 6 受渡しについての指示事項 7 委託注文の場合は、その注文有効期間 8 空売り(証券取引法施行令(以下「施行令」という。)第 26 条の 3 第 1 項に規定する空売りをいう。以下同じ。)を行おうとするときは、有価証券の空売りに関する内閣府令(以下「空売り府令」という。)第 2 条各号に規定する取引を除き、その旨 9 J A S D A Q 売買システム稼働時間外取引を行おうとするときは、その旨	(顧客からの確認事項等) 第 4 条 <u>会員</u>は、顧客から店頭売買有価証券の注文を受ける場合には、あらかじめ次の各号に掲げる事項を当該顧客に確認するものとする。 1 ~ 4 (省 略) 2 <u>会員</u>は、顧客から店頭売買有価証券の注文を受ける場合には、その都度、次に掲げる事項について指示を受けなければならない。 1 ~ 1 1 (省 略)

新	旧
10 信用取引（第 45 条の規定に基づく信用取引をいう。本条及び第 9 条において同じ。）により貸付けを受けた買付代金又は売付有価証券の弁済のために行おうとするときは、その旨 11 顧客が他の会員である場合において、信用取引により貸付けを受けた買付代金又は売付有価証券の弁済に係る売買の委託の取次ぎを引き受けたときは、その旨 3 <u>協会員</u>は、顧客から信用取引による売付け又は買付けの注文を受ける場合（顧客が他の会員である場合において、信用取引に係る売買の委託の取次ぎを引き受けたときを含む。）には、前項各号に掲げる事項のほか、その都度、次に掲げる事項について指示を受けなければならない。 1 信用取引による旨 2 制度信用取引によるものか一般信用取引によるものの別 3 顧客が他の会員である場合において、信用取引に係る売買の委託の取次ぎを引き受けたときは、その旨 （成行注文の受託の禁止） 第 42 条 <u>協会員</u>は、店頭売買有価証券については成行注文を受けないものとする。 （安定操作取引の受託の制限等） 第 44 条 <u>協会員</u>は、安定操作取引の委託をすることができる者（施行令第 20 条第 3 項各号に掲げる者をいう。）であることを知りながら、その者から、募集又は売出しに係る有価証券の発行会社の発行する登録銘柄（新株引受権証書を除き、転換社債型新株予約権付債券の募集又は売出しの場合には店頭転換社債型新株予約権付社債を含む。）について、施行令第 20 条から第 25 条までの規定に従い	3 会員は、顧客から信用取引による売付け又は買付けの注文を受ける場合（顧客が他の会員である場合において、信用取引に係る売買の委託の取次ぎを引き受けたときを含む。）には、前項各号に掲げる事項のほか、その都度、次に掲げる事項について指示を受けなければならない。 1～3 （省 略） （成行注文の受託の禁止） 第 42 条 <u>会員</u>は、店頭売買有価証券については成行注文を受けないものとする。 （安定操作取引の受託の制限等） 第 44 条 <u>会員</u>は、安定操作取引の委託をすることができる者（施行令第 20 条第 3 項各号に掲げる者をいう。）であることを知りながら、その者から、募集又は売出しに係る有価証券の発行会社の発行する登録銘柄（新株引受権証書を除き、転換社債型新株予約権付債券の募集又は売出しの場合には店頭転換社債型新株予約権付社債を含む。）について、施行令第 20 条から第 25 条までの規定に従い

新	旧
行う安定操作取引の受託を除き、安定操作期間内において執行する条件の買付けを受託してはならない。 2 <u>協会員</u>は、安定操作取引に係る有価証券の発行会社であることを知りながら、当該発行会社から、募集又は売出しに係る有価証券の発行会社の発行する登録銘柄（新株引受権証書を除く。）について、安定操作期間内において執行する条件の買付けを受託してはならない。 3 会員は、安定操作取引が最初に行われた時から安定操作期間の末日までの間、安定操作取引が行われたことを知りながら、その旨を表示しないで、募集又は売出しに係る有価証券の発行会社の発行する登録銘柄（新株引受権証書を除き、転換社債型新株予約権付社債券の募集又は売出しの場合には店頭転換社債型新株予約権付社債を含む。）について、原則として買付けの受託又は売付けを行ってはならない。	行う安定操作取引の受託を除き、安定操作期間内において執行する条件の買付けを受託してはならない。 2 <u>会員</u>は、安定操作取引に係る有価証券の発行会社であることを知りながら、当該発行会社から、募集又は売出しに係る有価証券の発行会社の発行する登録銘柄（新株引受権証書を除く。）について、安定操作期間内において執行する条件の買付けを受託してはならない。
	3 (省 略)
(信用取引及び貸借取引) 第 45 条 <u>協会員</u>は、店頭売買取引に係る信用取引及び清算対象取引の決済のために本協会が指定する証券金融会社（以下「指定証券金融会社」という。）から本協会の決済機構を利用して金銭又は有価証券の貸付けを受ける取引（以下「貸借取引」という。）を行う場合には、「信用取引及び貸借取引に関する細則」の定めるところにより行うものとする。	(信用取引及び貸借取引) 第 45 条 <u>会員</u>は、店頭売買取引に係る信用取引及び清算対象取引の決済のために本協会が指定する証券金融会社（以下「指定証券金融会社」という。）から本協会の決済機構を利用して金銭又は有価証券の貸付けを受ける取引（以下「貸借取引」という。）を行う場合には、「信用取引及び貸借取引に関する細則」の定めるところにより行うものとする。
(未発行店頭売買有価証券の店頭売買取引の制限) 第 46 条 <u>協会員</u>は、次項に定める場合を除き、未発行店頭売買有価証券については店頭売買取引を行わないものとする。	(未発行店頭売買有価証券の店頭売買取引の制限) 第 46 条 <u>会員</u>は、次項に定める場合を除き、未発行店頭売買有価証券については店頭売買取引を行わないものとする。

新	旧
2 <u>協会員</u>は、本協会が別に定める「登録銘柄の発行日取引に関する細則」により登録された登録銘柄については、同細則の定めるところにより、発行日取引を行うことができる。 （媒介、取次ぎ若しくは代理の報告） 第 49 条 会員は、店頭売買有価証券について媒介、取次ぎ若しくは代理を行ったときは、売買成立後、第 47 条に準じてすみやかに所定の様式により本協会に報告しなければならない。 （適正な投資勧誘） 第 52 条の 2 <u>協会員</u>は、店頭売買有価証券の売買その他の取引の勧誘、顧客管理等について、「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」（公正慣習規則第 9 号）に定めるところに従うものとする。 付 則 この改正は、平成 16 年 12 月 1 日から施行する。	2 <u>会員</u>は、本協会が別に定める「登録銘柄の発行日取引に関する細則」により登録された登録銘柄については、同細則の定めるところにより、発行日取引を行うことができる。 （媒介、取次ぎ若しくは代理の報告） 第 49 条 （省 略） （適正な投資勧誘） 第 52 条の 2 <u>会員</u>は、店頭売買有価証券の売買その他の取引の勧誘、顧客管理等について、「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」（公正慣習規則第 9 号）に定めるところに従うものとする。

「信用取引及び貸借取引に関する細則」の一部改正について

平成 16 年 11 月 26 日

(下線部分変更)

新	旧
(目 的) 第 1 条 この細則は、「店頭売買有価証券の売買その他の取引に関する規則」(公正慣習規則第 1 号の 2。以下「売買規則」という。)第 45 条の規定に基づき、<u>会員及び会員が証券仲介業務の委託を行う特別会員</u>が行う信用取引及び貸借取引について必要な事項を定める。 (新株引受権証書等の信用取引の禁止) 第 3 条 <u>会員及び会員が証券仲介業務の委託を行う特別会員</u>は、株券以外の登録銘柄、登録銘柄としての登録取消基準に該当した銘柄(登録規則第 11 条第 2 項第 19 号に規定する基準に該当した銘柄を除く。)店頭管理銘柄その他本協会が適当でないと認めた銘柄について、信用取引を行ってはならない。 (役員及び従業員に対する信用取引の禁止) 第 4 条 <u>会員及び会員が証券仲介業務の委託を行う特別会員</u>は、自己の役員又は従業員(<u>特別会員にあっては、証券仲介業務、先物取次業務及び有価証券店頭デリバティブ取引に従事する自己の役員又は従業員に限る。</u>)のために信用取引を行ってはならない。 (制度信用銘柄以外の銘柄の制度信用取引の禁止等) 第 7 条 <u>会員及び会員が証券仲介業務の委託を行う特別会員</u>は、登録銘柄(株券に限る。以下同じ。)のうち制度信用取引を	(目 的) 第 1 条 この細則は、「店頭売買有価証券の売買その他の取引に関する規則」(公正慣習規則第 1 号の 2。以下「売買規則」という。)第 45 条の規定に基づき、<u>会員</u>が行う信用取引及び貸借取引について必要な事項を定める。 (新株引受権証書等の信用取引の禁止) 第 3 条 <u>会員</u>は、株券以外の登録銘柄、登録銘柄としての登録取消基準に該当した銘柄(登録規則第 11 条第 2 項第 19 号に規定する基準に該当した銘柄を除く。)店頭管理銘柄その他本協会が適当でないと認めた銘柄について、信用取引を行ってはならない。 (役員及び従業員に対する信用取引の禁止) 第 4 条 <u>会員</u>は、自己の役員又は従業員のために信用取引を行ってはならない。 (制度信用銘柄以外の銘柄の制度信用取引の禁止等) 第 7 条 <u>会員</u>は、登録銘柄(株券に限る。以下同じ。)のうち制度信用取引を行うことができる銘柄(以下「制度信用銘柄」と

新	旧
行うことができる銘柄（以下「制度信用銘柄」という。）以外の銘柄について、制度信用取引を行ってはならない。 2 <u>会員及び会員が証券仲介業務の委託を行う特別会員</u>は、清算対象取引以外の店頭売買取引については、制度信用取引を行ってはならない。 付 則 この改正は、平成 16 年 12 月 1 日から施行する。	いう。）以外の銘柄について、制度信用取引を行ってはならない。 2 <u>会員</u>は、清算対象取引以外の店頭売買取引については、制度信用取引を行ってはならない。

「登録銘柄の発行日取引に関する細則」の一部改正について

平成 16 年 11 月 26 日

(下線部分変更)

新	旧
(目 的) 第 1 条 この細則は、「店頭売買有価証券の売買その他の取引に関する規則」(公正慣習規則第 1 号の 2。以下「売買規則」という。) 第 46 条第 2 項の規定に基づき、<u>会員及び会員が証券仲介業務の委託を行う特別会員</u>が行う登録銘柄の発行日取引(以下「発行日取引」という。))について必要な事項を定める。 (売付顧客の制限) 第 9 条 <u>会員及び会員が証券仲介業務の委託を行う特別会員</u>は、権利保有者(登録銘柄の発行会社が行う株主割当又は株式分割を受ける権利を有する者若しくは公募増資に応じたことにより権利を有する者(当該権利を有する者から発行日取引による買付けにより当該権利を取得した者を含む。))をいう。以下同じ。))以外の者からの発行日取引による売付注文を受託してはならない。 2 <u>会員及び会員が証券仲介業務の委託を行う特別会員</u>は、権利保有者からの発行日取引による売付注文の受託に際し、当該権利保有者から権利を有する旨の証しとなる書面及び本人確認書類の提示を受けるものとする。 (規則の準用) 第 23 条 この細則のほか、<u>会員及び会員が証券仲介業務の委託を行う特別会員</u>が発行日取引を行うに当たり必要な事項については、登録規則及び「店頭売買有価証券の登録等に関する規則」に関する細則並びに売買規則及び売買細則の規定を準用する。 付 則 この改正は、平成 16 年 12 月 1 日から施行する。	(目 的) 第 1 条 この細則は、「店頭売買有価証券の売買その他の取引に関する規則」(公正慣習規則第 1 号の 2。以下「売買規則」という。) 第 46 条第 2 項の規定に基づき、<u>会員</u>が行う登録銘柄の発行日取引(以下「発行日取引」という。))について必要な事項を定める。 (売付顧客の制限) 第 9 条 <u>会員</u>は、権利保有者(登録銘柄の発行会社が行う株主割当又は株式分割を受ける権利を有する者若しくは公募増資に応じたことにより権利を有する者(当該権利を有する者から発行日取引による買付けにより当該権利を取得した者を含む。))をいう。以下同じ。))以外の者からの発行日取引による売付注文を受託してはならない。 2 <u>会員</u>は、権利保有者からの発行日取引による売付注文の受託に際し、当該権利保有者から権利を有する旨の証しとなる書面及び本人確認書類の提示を受けるものとする。 (規則の準用) 第 23 条 この細則のほか、<u>会員</u>が発行日取引を行うに当たり必要な事項については、登録規則及び「店頭売買有価証券の登録等に関する規則」に関する細則並びに売買規則及び売買細則の規定を準用する。

「定款の施行に関する規則」の一部改正について

平成 16 年 11 月 26 日

(下線部分変更)

新	旧
(報告事項) 第 6 条 (現行どおり) 2 定款第 29 条で準用する同第 16 条に規定する特別会員の報告は、次に掲げる場合にこれを行うものとする。 1 } 1 } (現行どおり) 20 } <u>21 他の法人その他の団体が、親法人等又は子法人等に該当し、又は該当しないこととなったとき (証券仲介業務を行う特別会員に限る)。</u> <u>22 会員から証券仲介業務の委託を受けることとなったとき、又は委託を受けないこととなったとき。</u> <u>23</u> } 1 } (現行どおり) <u>31</u> } 付 則 この改正は、平成 16 年 12 月 1 日から施行する。	(報告事項) 第 6 条 (省 略) 2 定款第 29 条で準用する同第 16 条に規定する特別会員の報告は、次に掲げる場合にこれを行うものとする。 1 } 1 } (省 略) 20 } (新 設) (新 設) <u>21</u> } 1 } (省 略) <u>29</u> }